

モロッコ零細漁業改良普及計画 事前調査団報告書

平成 12 年 5 月
(2000年5月)

国際協力事業団

モロッコ零細漁業改良普及計画
事前調査団報告書

平成12年5月
(2000年5月)

国際協力事業団

序 文

日本国政府は、モロッコ王国政府からの技術協力の要請に基づき、同国の零細漁業改良普及計画に係る事前調査を行うことを決定しました。

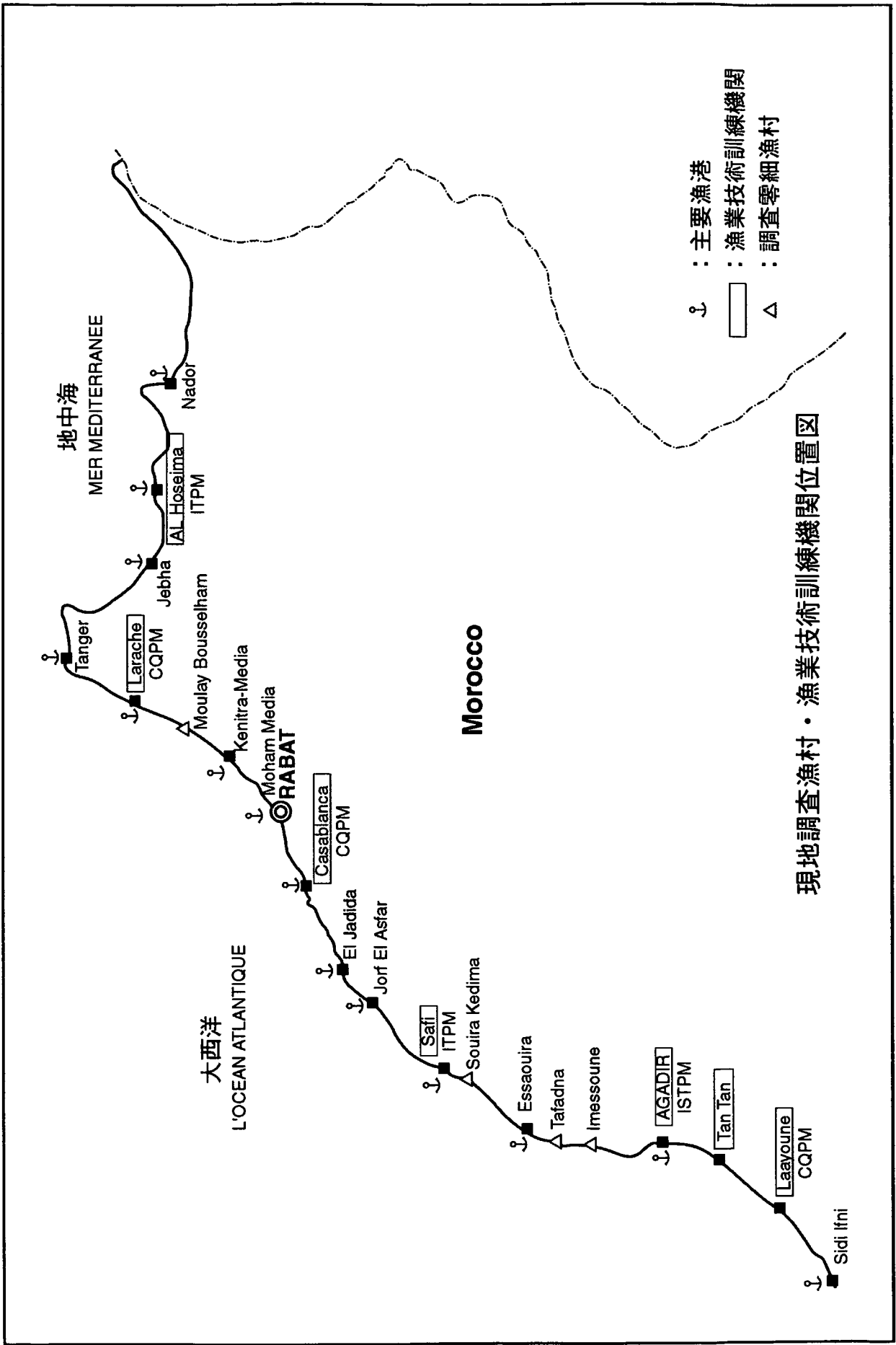
これを受け国際協力事業団は、平成12年3月4日から3月18日まで水産庁海外漁業協力室課長補佐・取香論司氏を団長とする事前調査団を現地に派遣しました。調査団は、モロッコ王国政府関係者と協議を行うとともに、計画実施予定地の現地調査や関連資料収集等を行い、帰国後の作業を経て、調査結果を本報告書にとりまとめました。

この報告書が、本計画の推進に役立つとともに、今後この計画が実現し、両国の友好・親善が一層発展することを期待いたします。

終わりにこの調査にご協力とご支援をいただいた関係者の皆様に対し、心から感謝の意を表します。

平成12年5月

国際協力事業団
理事 後藤 洋



- ⚓ : 主要漁港
- ▭ : 漁業技術訓練機關
- △ : 調查零細漁村

現地調査漁村・漁業技術訓練機關位置図



写真左上：ララシュ漁業技術向上センター

写真左中：伝統的な零細漁船

写真左下：零細漁村

写真右上：ムライブッセルム

写真右下：ムライブッセルムでのせり風景





ムーライブッセルハムにて

写真左上：せり風景

写真左中：零細漁民との意見交換

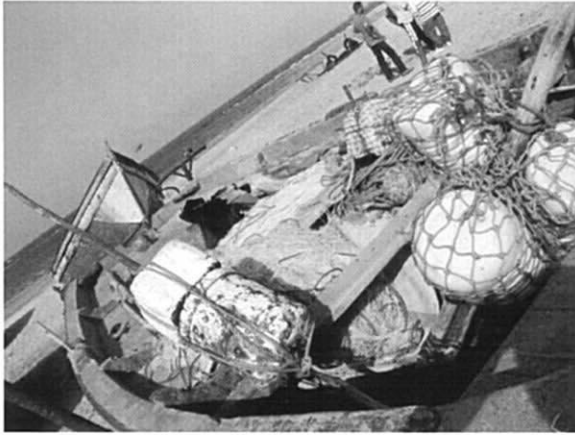
ラバトにて

写真左下：ラバト市の魚屋

写真右上：漁船の繋留風景

写真右中：アサリ取りの女性との意見交換

写真右下：ラバト市の魚屋（氷は使われていない）



写真左上：漁具の保管風景

写真右上：漁具の保管風景（野ざらしになっている）

写真左中：漁業省との協議

写真右中：ミニッツの署名

写真左下：海洋教育社会職業推進局長

Mohamed RHARABAOUI（右は取香団長）

写真右下：協力・法務局長

Driss MESKI

もくじ

1. 事前調査団派遣.....	3
1.1. 調査団派遣の経緯.....	3
1.2. 調査団派遣の目的.....	3
1.3. 主要面談者.....	5
2. 調査結果要約.....	5
3. 要請の背景.....	5
4. モロッコ国の開発計画の現状.....	6
5. 協力分野の現状と問題点.....	8
5.1. 水産分野の抱える主要問題点.....	8
5.2. 問題解決へのモ国側の取っている主な施策.....	8
6. 要請の内容.....	8
7. 外国との協力関係.....	9
7.1. 日本からの技術協力実績.....	9
7.2. 二カ国間協力.....	9
7.3. 多国間協力.....	10
8. プロジェクト実施計画.....	10
8.1. 目的.....	10
8.2. 実施計画概要.....	10
9. 相手国のプロジェクト実施体制.....	11
9.1. プロジェクトの組織の関係機関.....	14
9.2. プロジェクトの予算措置.....	14
9.3. 建物、施設等計画.....	14
9.4. カウンターパート等の配置計画.....	15
9.4.1. カウンターパートの配置計画.....	15
9.4.2. 政府関係機関の支援体制.....	16
10. プロジェクト協力の基本計画.....	16
10.1. 協力の方針.....	17
10.2. 協力の範囲および内容.....	17
10.3. 協力部門別計画（訓練、研究、各種事業別）.....	17
10.4. 専門家派遣計画.....	17
10.5. 研修員受入計画.....	17
10.6. 資機材供与計画.....	17
11. 漁村社会調査の目的.....	19

12.	モ国の零細漁業と漁村概況	20
12.1.	モ国の漁業形態と零細漁船・漁民数	20
12.2.	零細漁船の水揚浜と漁業生活	21
12.3.	漁船の所有状況と営漁資金調達	23
12.4.	漁家経営と漁業コスト	23
12.5.	労働慣行と漁民の収入	25
13.	普及試験プログラムと零細漁民の需要	25
13.1.	普及試験プログラムの概要	25
13.2.	調査方法と調査実施地	26
13.3.	漁民の普及事業の反応	26
13.4.	零細漁民の普及事業への要望	27
13.5.	普及員から見た漁民のニーズとその内容	29
13.6.	訓練・教育上の改善と反省点	29
13.7.	普及試験プログラムの所感	31
14.	漁業協同組合の現況	32
14.1.	モ国の協同組合の概要	32
14.2.	漁業関連協同組合の歴史	32
14.3.	モ国漁業協同組合の性格	33
14.4.	モ国の漁業協同組合のタイプ別分布と特徴	33
14.5.	海草採取販売組合	34
14.6.	漁業協同組合の経営現況	35
15.	漁業協同組合関連行政機関	45
15.1.	漁業協同組合支援機関	45
15.2.	漁業協同組合経営管理・指導の状況	46
16.	漁村社会調査結果要約	47
16.1.	普及事業の需要	47
16.2.	普及事業の需要内容	47
16.3.	漁業協同組合へ漁民の期待内容	48
16.4.	漁業協同組合の活動現況	48
16.5.	漁業協同組合支援機関の支援体制の現況	48
16.6.	普及の視点・役割・普及員の資質	48
17.	技術協力の妥当性	49
18.	協力にあたっての留意点	49

1. 事前調査団派遣

1.1. 調査団派遣の経緯

モ国政府は漁民の海技普及免状取得計画、技術能力向上計画を行うとともに、零細漁民を直接指導する漁業改良普及員、漁民組織化指導員の養成、および漁民への継続教育を行う漁業技術向上センターをモ国北西部の漁業拠点であるララシュに我が国の無償資金協力で建設した（99年3月に完工）。完工後、本センターは就業漁民の技術レベルの向上とともに、漁民を指導する普及員の養成、継続教育を行い、沿岸中・小漁船の国家海技免状資格、漁業技術資格、漁業普及資格を付与するモ国唯一の機関となる。

同センターで予定されている3つの履修コースのうち、漁民の海技免状修得教育、技術能力向上訓練教育については従来の我が国のプロジェクト方式技術協力により、モ国側へ技術移転されているが、漁業改良普及員、漁民組織化指導員の養成、継続教育については経験が乏しいことから当該分野に係る技術協力を日本政府へ要請した。しかしながら要請段階では、モ国側が普及制度を職業訓練の一つとしてとらえていることから、普及制度について法的整備がなされていなかった。

本件に関連して、平成11年7月より、JICA個別派遣専門家として、大上皓久氏が同センターに派遣され、一部モ国独自で行われている普及プログラムに対する評価、漁業協同組合、普及事業についての担助言等が行われた。

その後、平成12年12月に、漁業省で普及事業に関する制度が整備されるなど、普及事業に対する制度面の整備が行われつつあるが、モ国側が日本に要望している具体的技術移転の内容については依然曖昧であること、かつ社会環境が大きく異なる同国に於いて、日本側が投入可能な専門分野も限られることが予想される。そこで、事業実施についての具体的検討を行うため、平成12年3月5日から3月19日にかけて事前調査団の派遣が行われた。

1.2. 調査団派遣の目的

本件の要請に係る背景、要請内容並びにモ国側の実施体制について再確認し、プロジェクト方式技術協力を実施する際の基本方針および実施計画案をモ国側関係者と協議を行う。調査団の構成および調査日程を表1、表2に示す。また、本調査団の主な調査項目は次の通りである。

調査項目

- 1) 相手国政府の開発政策におけるプロジェクトの位置づけの確認
- 2) 普及事業に対する漁民の技術面、知識面のニーズ調査
- 3) 既存の漁業協同組合の現状と問題点についての基礎情報収集
- 4) 相手国の実施体制（普及体制／組合運営等）についての確認
- 5) 本プロジェクトのモ国側の計画案についての確認

表1 調査団の構成

担当	氏名	所属
団長（総括）	取香 諭司	水産庁資源生産推進部 海外漁業協力室 課長補佐
団員（改良普及）	大上 皓久	養殖アドバイザー
団員（計画協力）	榎本 宏	JICA 森林・自然環境協力部 水産環境協力課長代理
団員（社会調査）	森本 孝	インテムコンサルティング（株）
団員（計画管理）	竹川 郁夫	JICA 森林・自然環境協力部 水産環境協力課職員
団員（通訳）	芝原 理之	ユーロワイド（株）

表2 日程表 2000年3月6日から3月17日まで

日順	月日	曜日	調査日程	調査内容
1	3/4	土	成田→パリ	移動
2	5	日	パリ→ラバト	移動
3	6	月	ラバト	JICA 事務所打ち合わせ 表敬訪問：日本大使館、漁業省
4	7	火	ラバト→ララシュ	漁業訓練センターの視察、職員との意見交換
5	8	水	ララシュ→ムーライブッセルハム →ラバト	移動、ララシュ漁港、ムーライブッセルハム視察、 協力隊員（JOCV）、漁民との意見交換、移動
6	9	木	ラバト	FAO 事務所、ODECO と意見交換 漁業省との協議
7	10	金	ラバト	漁業省との協議
8	11	土	ラバト	資料整理
9	12	日	ラバト	資料整理
10	13	月	ラバト	漁業省との協議、議事録（M/M）の作成
11	14	火	ラバト	漁業省と議事録（M/M）について協議 シディー漁村の視察、漁民からの聞き取り調査
12	15	水	ラバト	議事録（M/M）の署名
13	16	木	ラバト	JICA 事務所、大使館報告
14	17	金	ラバト	資料整理
15	18	土	ラバト→パリ	移動
16	19	日	→東京	移動

1.3. モ国側面談者

1) モロッコ海洋漁業省

Driss MESKI	協力・法務局長
Mohamed RHARBAOUI	海洋教育社会職業推進局長
Ahmed EL KOUHEN	社会教育推進局部長
Youssef OUATI	協力部長

2) FAO モロッコ事務所

Abdelwahab BOUCHANINE	プロジェクトオフィサー
-----------------------	-------------

3) 協同組合協会 (ODECO)

Ahmed Ait Haddout	開発協力局長
-------------------	--------

2. 調査結果要約

プロジェクトの上位目標、目標、活動内容等について、モ国側と協議を行い、プロジェクト目標の大枠について合意した。また、日本人専門家の分野、人数についてのモ国側要請の詳細内容を確認し、これら協議の内容について3月16日に日本側団長と Driss MESKI 海洋漁業省協力・法務局長 Mohamed RHARBAOUI 海洋漁業省海洋教育社会職業推進局長との間で議事録 (M/M) の署名を行った。

本調査団の現地調査等の結果、モロッコ国の社会経済政策と今回の協力要請内容との整合性は十分にあり、また、プロジェクトを行うための、モ国側実施体制、取り組み姿勢等についても、ほぼ満足されるレベルにあると評価された。

今後、2000年7月あるいは9月頃に1カ月程度、プロジェクト活動の詳細、専門家の活動分野・詳細内容および人数、必要機材に関する具体的内容を検討するために短期調査員を派遣し、2001年3月までにプロジェクト実施に係る討議議事録 (R/D) の署名を行う予定である。

3. 要請の背景

同国は約3,500kmにわたる海岸線と100万km²以上に及ぶ大陸棚を有しており、西アフリカ有数の好漁場に恵まれている。そのため、外貨獲得、雇用といった面で、漁業は同国にとって重要なセクターとなっている。同国の漁業は伝統的に小型木造船で多様な漁法によって行われてきた零細漁業を含む沿岸漁業と近代企業漁業が導入した遠洋漁業に分けられる。

1970年代以前、同国の豊富な沖合での底魚資源は、スペインを中心とする外国船により捕獲されていた。そこで、同国の漁業開発は沖合漁業の近代化(船員のモロッコ人化)を中心に展開され、1973年以降、漁船の近代化が奨励され、大型鋼船トロール船の導入が進められてきた。しかし、トロール船の上級船員は外国人、水揚げ、水産加工は外国で行われ

ると言う状態が続き、モ国への経済に対する貢献は低いものであった。そこで、モ国政府は漁業のモロッコ化を達成するために、船員教育の向上、漁港インフラの整備、国内港への水揚げ義務化、国内水産業の奨励などの開発計画を実施し、一定の成果を上げきた。

また、1996年から2000年の国家5カ年計画で地域振興、雇用の促進を掲げ、経済、教育、行政部門の拡充を優先課題としている。その中で、海洋漁業・海運省は、「西暦2000年に向けての漁業部門の振興・開発戦略」を策定し、主要方針の中に、「沿岸漁業部門の近代化を促進し、地域の中核産業としての漁業の振興と雇用の創出を図るための漁民の教育と指導を行う」ことを挙げ、96年7月に従来の漁業教育制度を見直し、沿岸零細漁業の近代化に重点を移した教育制度の再編を行っている。

表3 部門・規模別漁業概要

	零細漁業	沿岸漁業	遠洋漁業	合計
漁業形態	小型木造カヌー漁業 (10ト未満)	まき網・トロール・延縄 等(10・110ト木造漁 船)	沖合トロール(110ト以上 鋼製漁船、冷凍船)	
漁船数	約12,000隻	2,664隻(1997年登 録数)	446隻(1997年登録 数)	約15,550隻
漁民・船員数(比率)	48,000人(27%)	50,000人(61%)	約110,000人(12%)	74,000人
漁業関係従事者数	(漁民・船員を除く、加工、流通、漁船建造・修理等)			約400,000人
漁獲量	約18,000ト(4%)	788,227ト(83%)	148,012ト(13%)	882,486ト
漁獲高(比率)	約1,660百万DH(30%)		3,800百万DH	約5,46百万DH

出典：漁業省資料1999

4. モロッコ国の開発計画の現状

1) 経済社会発展5カ年計画(1999・2003年 モ国漁業省)

モ国では社会経済開発計画として次ぎの2つの軸を中心としている。

- (1) 雇用を創出する持続安定した高い経済成長
- (2) 社会層間の不平等及び地域間格差の是正

上記目標実現のため、漁業省では今後、EUとの漁業協定の期限が切れることも考慮し、次のような開発戦略を立てている。

- (1) 既存の水産加工施設等の改善及び新規施設の設置による水産加工業の分野の推進
- (2) 漁獲物の品質・漁獲量の改善及び流通経路網の整備等による国内消費量の増大

(3) 水産加工物の製品開発及び既存製品の品質向上等による輸出品の多様化

また、上記目標の2003年に於ける具体的数値目標は次の通りである。

- (1) 漁獲高 年平均 11%の成長
- (2) 漁業総生産 年平均 17%の成長
- (3) 輸出額 年平均 14%の成長
- (4) 国民一人あたりの水産物の消費高を 7kg/1人から 12kg/1人
- (5) 総投資額 77 億 DH (内訳：民間投資 51 億 DH、公共投資 26 億 DH)
- (6) 4 万人の新規雇用の創出

2) 漁業の概況

沿岸漁業（中型船によるトロール、巻き網漁業）では、漁港などのインフラ建設、水産流通網の整備などは政府主導で、船団の増強、陸上加工工場の建設等は民間の投資で行われた。しかし、使用される中型漁船は木造船で老朽化した船が多いため性能は低い。また、漁獲する魚は市場価値の低い浮魚類が多く、漁獲後の品質管理が悪いため、各経営体の経済性はあまり良くない状態が続いている。さらに操業海域が限られているために過剰漁獲による資源の枯渇が懸念されている。

この2つの漁業タイプ以外に約12,000隻の木造漁船によって行われている零細漁業がある。これは全国約120ヶ所の水揚げをベースに貧しい漁民によって地先の海域で操業されている。この漁業に対しては1986年以来、零細漁船動力化が推進されてきた以外はほとんど施策らしいものは行われていない。

3) 漁獲量および漁獲生産高

1992年から1997年までの間のモロッコの漁業生産は年平均7%の成長を遂げ、97年に783千トンに達した。これは、同期間年平均+10%の成長を見せた沿岸漁業（漁業生産の85%）によるものである。また、主要種であるイワシの漁獲量も+12%の成長となった。しかしながら、遠洋漁業の水揚げ高は、頭足類の漁獲高の減少により、過去5年間の年平均は-3%と落ち込んでいる。一方、漁獲生産高は、1992年から1997年の5年間の平均は+3%成長であるものの、96から97年に起こった主要魚種のタコ類の水揚げ高の落ち込みと日本市場での価格下落のためマイナス傾向にある。

4) 主要輸出品目および輸出先

輸出品目および輸出先は、EU諸国向け生鮮および冷凍・加工品、日本向け冷凍タコ、ならびにアフリカ諸国向け加工品の3種類に大別される。

5. 協力分野の現状と問題点

5.1. 水産分野の抱える主要問題点

- (1) 大半の漁船が老朽化しており、新たな漁場への進出が難しい。
- (2) 船上の滞在条件と漁獲物の保存条件が国際基準規格に不適合であるため、外国市場への進出を妨げている。
- (3) 沿岸漁業に従事する人々の大半は文盲であり、漁業に関する教育、訓練をほとんど受けていないため、新規の漁業技術を普及して、法規を守らせることが非常に困難である。

5.2. 問題解決へのモ国側の取っている主な施策

- (1) 沿岸漁業に対してはモ国漁業公社により、漁獲物の品質向上を目標とするプログラムを実施している。
- (2) 零細漁業に関しては、ここ数十年、南部で急激に増加したため、漁船数を安定させるために、投資凍結措置を1992年から実施している。
- (3) 社会教育の一環として漁民に対する識字教育事業を開始した。

6. 要請の内容

(1) 要請内容の確認

当初のモ国側の要請項目である、零細漁民を対象とした漁業改良普及員養成、漁民組織化指導員養成、継続教育計画のうち、漁業改良普及員養成および漁業協同組合の幹部育成にかかる技術協力を要望する旨を確認した。モ国漁業省は本協力に対して大きな期待を寄せているとともに、日本が1996年から98年にかけて実施した開発調査「零細漁業振興計画調査」に基づき2000年から2004年にかけて、地方に零細漁村の拠点づくりとして60カ所に小規模陸上施設（資機材庫、集会所）を建設することが決定するなど、零細漁業振興に積極的に取り組んでいる。普及員教官（カウンターパート）として8名、地域担当普及員として14名、専門普及員として66名（計88名）を確保し零細漁民への普及活動を本格的に実施する予定である。現在、海上安全等の試験的普及プログラムが実施されている。

7. 外国との協力関係

7.1. 日本からの技術協力実績

これまで行われている水産分野の協力を表4～6に示す。

表4 無償資金協力(JICA)

年	プロジェクト名	金額(百万円)
1979	漁業技術者養成計画	500
1984	漁業振興計画(1)	320
1985	漁業振興計画(2)	601
1986	アガディール漁業高等技術学院拡充計画	641
1988	沿岸漁業振興計画	561
1989	漁業訓練機材整備計画	197
1990	アガディール漁船修理ドック建設計画(1)	1,533
1991	アガディール漁船修理ドック建設計画(2)	901
1992	漁業訓練機材整備計画	475
1993	漁業訓練船建造計画	1,466
1994	沿岸漁業訓練船建造計画	864
1995	漁村整備計画(I/II)	755
1996	漁村整備計画(II/II)	671
1997	ララシュ漁業技術訓練センター建設計画	1,086
1998	スイラケディマ漁村整備計画(I/II)	549
1999	スイラケディマ漁村整備計画(II/II)	438
1999	漁業調査船建造計画(I/II)	1,114

表5 プロジェクト方式技術協力(JICA)

協力期間	プロジェクト名	プロジェクトサイト
1994.6～1999.6 (2001.6まで延長)	水産専門技術訓練センター計画	アガディール高等漁業技術学院
1996.4～2001.3	高等海事学院	カサブランカ高等海事学院

表6 開発調査

協力期間	プロジェクト名
1996.11～1998.7	零細漁村振興計画調査

7.2. ニカ国間協力

水産分野に於ける主な協力分野は、漁業、科学研究および水産分野の人材養成訓練等であり、協力の形態としては、水産業のための協定の締結、特別措置、公共・民間部門の開発プロジェクトといった形態をとっている。

科学分野の協力相手国は、国立漁業研究所が、IFREMER(フランス)、IPIMAR(ポルトガル)、OFCF(日本)、NIRO研究所(ロシア連邦)等との科学研究所と協力協定を結んでいる。また、大西洋沿岸アフリカ諸国漁業協力会議のメンバー国(マリタニア、セネガル)と密接な関係を結んでい

る。

漁業協定については、ヨーロッパ連合（95～95、96～99年）、ロシア連邦（96～98）、日本（85以降毎年更新）の3つに代表される。

7.3. 多国間協力

多国間協力については、モ国の漁業省から、国連食糧農業機構（FAO）の様な国際組織、地域の漁業整備専門組織のプログラムに参加している。また、南南協力の一環として、1989年に第一回漁業協力大西洋沿岸在処諸国会議を開催するなど、関係アフリカ諸国の中でもリーダーシップをとっており、同会議の常任事務局として開発プロジェクトの誘致活動を行っている。

8. プロジェクト実施計画

8.1. 目的

モ国の零細漁民とその家族へ、様々な指導を行う普及員を養成するシステムが開発される。

8.2. 実施計画概要

本事業はララシュにある漁業技術向上センターを拠点として、漁業改良普及事業の中核となる人材の養成を図るとともに、モ国の漁業改良普及制度の整備を行い、普及員による様々な活動を通じて、これまで行政からの恩恵をほとんど受けなかった零細漁民の生活向上を目指すものである。モ国側の想定しているプロジェクトの具体的な成果としては、普及員を教育するためのカリキュラム、テキストの作成および、普及員の活動に対する評価システムの開発である。しかしながら、日本の漁業改良普及制度には、このような普及員の教育やその活動を評価するためのシステムはなく、実際には日本の改良普及事業で得られている経験を参考にしつつ、新たな普及システムの構築を行うこととなる。

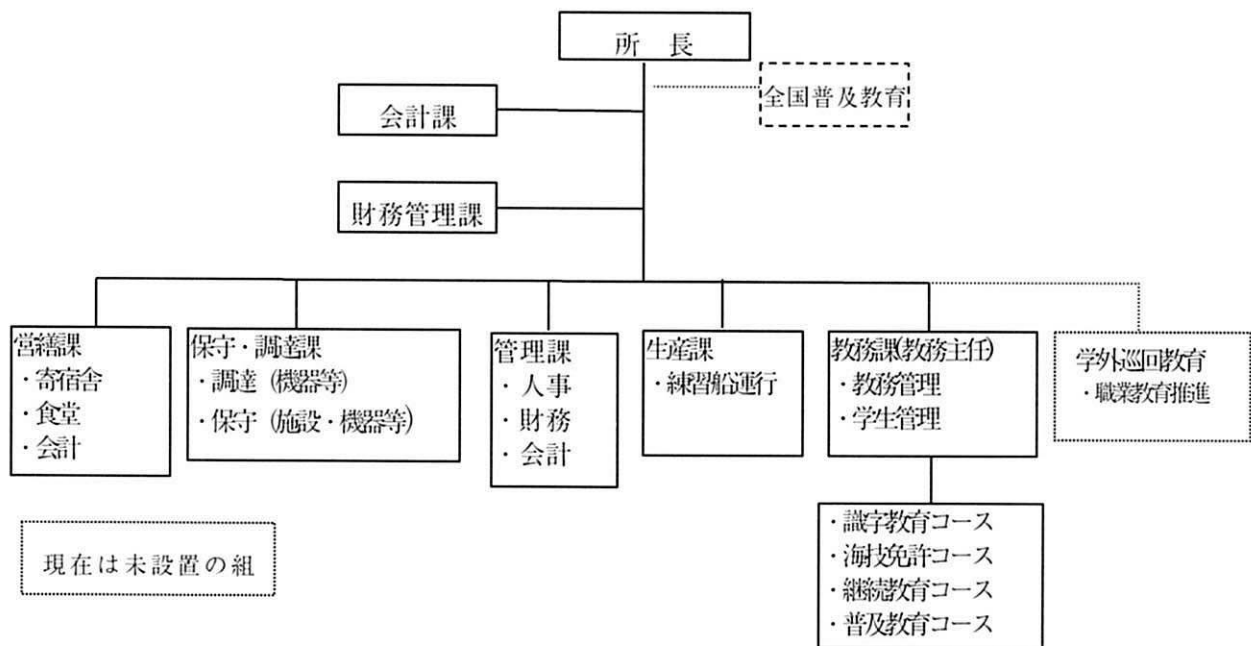


図1 ララシュ漁業技術向上センター組織図

9. 相手国のプロジェクト実施体制

図1はプロジェクト実施機関となるララシュ漁業技術向上センター（CQPM）の組織図である。ララシェ CQPM (Centre de Qualification Professionnelle Maritimes) はモ国で唯一の零細漁業関連教育訓練機関として我国の水産無償資金協力により建設された。1999年7月に開校し、同年9月末より活動を開始している。同CQPMでは就業漁船員の漁業技術向上訓練（継続訓練）と共に、零細漁業振興政策の一環として、零細漁民を対象とした漁民組織化指導普及員、漁業改良指導普及員の育成を実施する予定で、我国に技術協力を要請中である。ララシュ漁業技術訓練センターには、現在6人の職員が配置されており、2000年の予算は300万DH（約3,000万円）である。カウンターパートとして8名が確保され、その内3名がララシュに常駐する予定となっている。また、漁業協同組合に関する協力を実施する際、協同組合公社との連携が必要である。



写真 ララシュ漁業技術向上センター（建物は学生寮）

10.1 ララシュ 漁業技術向上センターの運営組織体制と教育実績

1) 運営・管理組織

－CQPM の所管 海洋漁業省海洋教育社会職業訓練局

－教育スタッフ（2000年3月現在）

デッキ教育担当：教員＝3名

メカニック担当：教員3名（内1名は所長兼任）＋補助教員1名＝合計4名

識字教育担当：教員2名（非常勤）＋1名（管理担当要員兼任）＝合計3名

合計：10名（兼任を含む）

－管理運営スタッフ（2000年3月現在）

11名＝所長、管理主任、会計（2名）秘書（1名）事務、受付、警護（4名）

2) 開校後の教育実績

開校後2000年3月時点まではララシュ地区沿岸漁民を対象に、識字教育、技術向上訓練を実施している。

① 識字教育の実績＝沿岸・零細漁民52名が識字教育修了し、技術教育を受ける資格を取得した。

*識字教育は180時間。毎週金曜日に午前8時半～11時半、午後2時半～5時半まで。

② 職業教育（技術向上教育）

・ 24ト以下の漁船のメカニック教育＝22名が修了し免許取得

・ 24ト以下の船長教育＝23名が修了し免許取得

③ 普及教育

3月27日に48名（デッキ教育＝24名、機関士教育24名）が新規に入学。

*漁業従事者子弟対象の2年間の漁業技術教育。終了後は海事後継者適正証書を取得

10.2 ララシュ CQPM の漁業教育制度

ララシュ CQPM では現在3コースの漁業技術教育体制を整えている。これまでのCQPMになかった零細漁民を対象とした識字教育や漁業後継者育成用の普及教育コースなどの新規の教育コースが組み込まれている。また、零細漁民対象の巡回普及教育のための普及員養成コース設置を計画しており、当該分野において我が国の技術協力を期待している。また、同CQPMでは学生寮を用意しており、入寮して学習することが可能となっている。授業料および入寮した場合の費用は無料となっている。

①職業教育コース（技術向上教育）

就業中の漁船員を対象とした、就業漁船員の船長免許、機関士免許取得コースの2つが設定されている。

・ Level I：24ト未満の漁船船長（LPP）、100馬力未満の機関士（PCMM）免許取得。

* 修業時間は 180 時間。通学（毎週金曜日）又は入寮（4-5 週間）して学習することが可能。

・ Level II：75ト未満の漁船船長（PPC）、300馬力未満の機関士免許（MP）取得。

* 修業時間は 240 時間。通学、入寮（5-6 週間）して学習することが可能。

②識字教育コース

モ国では義務教育を完了していない漁船員が多数存在しているため、政府の用意している各種海技教育の受講資格が得ることができるよう設置されたコースである。対象者は漁船員を対象とした識字教育コースである。Level 1～3 まで各 60 時間、合計 180 時間の講習の後、試験合格者に海技教育受講資格が付与される。



写真 ララシュ CQPM での零細漁民を対象とした識字教育

③継続教育

海技技術向上教育で、漁業者、水産業界等の要請に応じてコース内容が設定される。コース内容としては航海技術、機関士教育、冷凍技術等が予定されている。また、本コースでは域内国からの研修員の受入れが計画されており、2000 年度はギニア国から、6 名の研修員が航海技術、安全教育、船外機保守管理、修理技術等の研修に参加予定である。

④普及教育（未就業者用の海技教育コース）

海洋漁業従事者の子弟を対象とした漁業後継者育成コースである。受講資格者は 24 才以下でモロッコ国籍の漁業従事者の子弟であり、かつ中等学校卒業または同等の資格があることが条件となっている。また、卒業後、漁業に従事すること趣旨の誓約書を、漁業省と父兄との間で交換することが入学条件とされている。船長免許、機関士免許取得の 2 コースが用意されている。修業年限は 2 年間。座学、海上実習をそれぞれ同程度に行う。修業後は海技後継者適正証書を付与される。

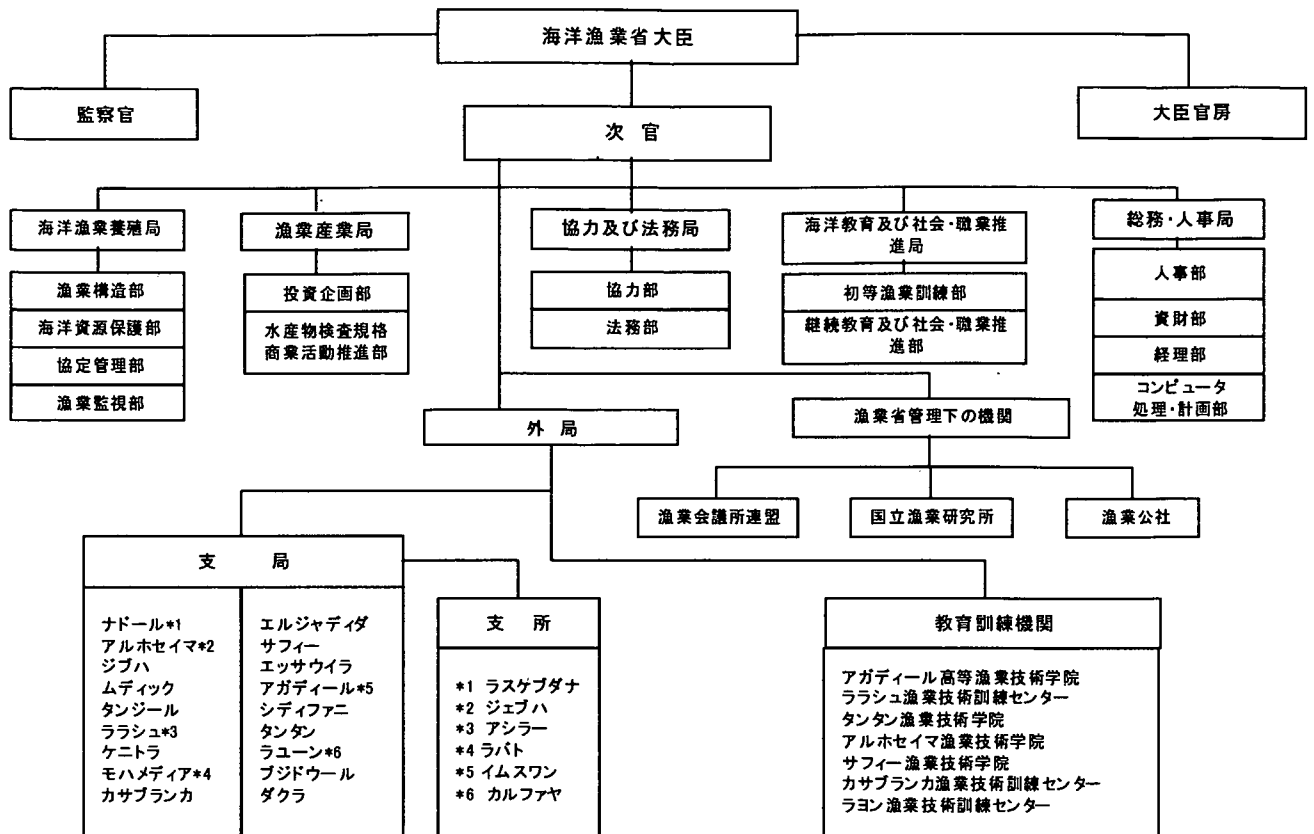


図2 漁業省組織図

9.1. プロジェクトの組織の関係機関

漁業省の組織図を図2に示す。プロジェクト実施機関の所管官庁は海洋漁業省海洋教育社会職業推進局となる。

9.2. プロジェクトの予算措置

ララシュ漁業技術向上センターの1999年度予算（1999年8月～2000年7月）として300万DHが確保されている。内訳は管理運営予算として200万DH、設備投資予算として100万DHとなっている。また、今後、当該センターの活動費は十分確保されていくとの説明が校長よりあった。

9.3. 建物、施設等計画

モ国政府は漁民の海技普及免状取得計画、技術能力向上計画を行うとともに、零細漁民を直接指導する漁業改良普及員、漁民組織化指導員の養成、漁民への継続教育を行う漁業技術向上センターをモ国北西部の漁業拠点であるララシュに我が国無償資金協力にて建設した（99年3月完工）。

9.4. カウンターパート等の配置計画

普及員教官（カウンターパート）として8名、地域担当普及員として14名、専門普及員として66名（計88名）を確保し零細漁民への普及活動を本格的に実施する予定である。現在、海上安全等の試験的普及プログラムが実施されている。

表7 カウンターパートと普及員の違い（モ国側案）

	カウンターパート	地域担当普及員	専門普及員
所属先（勤務地）	ララシュ漁業訓練センター	ララシュ以外の漁業学校	未定
位置づけ	漁業訓練センター教官 普及員の教官（兼普及員専門員）	漁業学校教官 地域の普及事業の統括 普及専門員	漁業者への各種指導を 直接行う
指導対象者	社会人（漁民） 地域担当普及員	学生（中学から短大） 社会人（漁民） 専門普及員	社会人（漁民）
日本人 専門家の指導	受ける	プロジェクト開始当初：受ける プロジェクト進捗後：受けない	未定
C/P研修	受ける	原則受けない	受けない
供与機材	供与あり	原則として供与なし	未定

9.4.1. カウンターパートの配置計画

8名のカウンターパートのうち3名がララシュ常駐となる。常駐のカウンターパートの数は必要に応じてプロジェクト期間中に増加されることでモ国側と合意している。表3に2000年3月現在に配置されている普及員の氏名を乗せる。これらの普及員は地域ごとにある水産学校に配置されている。将来的には、ララシュ漁業向上センターの共感が普及員専門員の養成・指導にあたり、普及員専門員は、その下に配置される予定である専門技術普及員への指導、監督にあたる予定である。

- 一 漁労・品質と衛生分野 2名
- 一 海上安全 2名
- 一 漁業資源保全、海洋環境 2名
- 一 漁村社会経済振興と漁業協同組合 2名

表 8 普及員候補者一覧

学校名	名前	専門資格
ITPM d' Al Hoecima	El Hankouri Hassan Akendouch Mohammed	C/P 大型漁船船長 アラビア語
CQPM de Larache	AMMI Abdelilah Guenoumi Hassan Hamid	漁業一般 PPL 沖合漁船船長
CQPM de Casablanca	BALAMANE Mohamed	LLC 大型船士官
ITPM de Safi	Tarbi M' hamed Benkhali Hassan	PPC 沿岸漁船船長 PPL 沖合漁船船長
ITPM d' Agadir	El Yazisi Abderrahaman Elaissaoui Abdelhadi	PPC 沖合漁船船長 PPL 沖合漁船船長
ITPM de Tan Tan	Bouriki Said Thami Mechti Meskour Moha	OM3 3級機関士 歴史地理 PPL 沖合漁船船長
CQPM de Laayoune	Mehdi Abdelhamid M' CHICH Thouni	LP 沖合漁船士官 LLC 大型船士官

9.4.2. 政府関係機関の支援体制

モ国漁業省は本協力に対して大きな期待を寄せているとともに、日本が 1996 年から 98 年にかけて実施した開発調査「零細漁業振興計画調査」に基づき 2000～2004 年にかけて、地方に零細漁村の拠点づくりとして 60 カ所に小規模陸上施設（資機材庫、集会所）を建設することが決定するなど、零細漁業振興に積極的に取り組んでいる。

10. プロジェクト協力の基本計画

協力の実施計画の大枠について協議を行い、また、日本側専門家の分野、人数、供与機材について意見を交換し、別添の通り協議議事録(M/M)を署名した。内容は以下のとおり。

1) プロジェクト上位目標

普及員の活動を通して、漁民および漁民の家族の労働生活条件の改善を図ることにより、零細漁業コミュニティーの社会経済的発展に貢献する。

2) プロジェクト目標

漁民とその家族へ、様々な指導を行う普及員を養成するシステムが開発される。

3) プロジェクトの活動内容

- ・ 普及員養成のための指導教官の育成
- ・ 普及員養成プログラムの作成
- ・ 普及員および漁民の教育資機材の開発
- ・ 普及員の養成
- ・ 普及員の活動に対するフォローアップと評価

10.1. 協力の方針

- ・モ国の要請項目の内、漁民の組織化、組合経営についてはプロジェクト目標とはせず、普及員養成活動の一環として行う。
- ・普及システムを構築はモ国側が主体的に行い、日本側は日本の漁業改良普及事業を参考にしつつ、モ国側が独自の普及システムを構築するためのサポートを行う。
- ・本プロジェクトの普及システムは日本国にもないものであるため、普及システムの構築にあたってはJICAがこれまで行ってき普及活動も参考にする。
- ・可能な限り零細漁村への巡回を行い、零細漁民のニーズにそった普及事業の構築を目指す。

10.2. 協力の範囲および内容

協力の範囲として普及員養成システムの構築を第1目標とする。また、対象者は零細漁民とする。

10.3. 協力部門別計画(訓練、研究、各種事業別)

協力部門としては、平成12度に派遣予定である短期調査の中で検討を行うこととする。

10.4. 専門家派遣計画

モロッコ側の要請は次のとおりである。

- ① 長期専門家の派遣 調整員と3名の長期専門家の派遣
 - ・ 普及技術
 - ・ 漁業技術と責任ある漁業
 - ・ 漁業協同組合
- ② 短期専門家の派遣 下記の分野の専門家が必要に応じて派遣
 - ・ 視聴覚教材作成
 - ・ 漁業資源管理
 - ・ 漁村社会経済開発
 - ・ その他必要な専門分野

10.5. 研修員受入計画

毎年2~3名のカウンターパート本邦研修。

10.6. 資機材供与計画

モ国側は普及事業を様々な地域で行うために必要な機材として次のような要望を挙げている。

- ・ 普及事業用の車両8台
- ・ 4輪駆動車2台

- ・普及教材作成用の視聴覚機材および印刷用資機材
- ・その他必要な機材



写真 サフィーの普及活動で使われた普及教育用資機材

漁村社会調査結果

11. 漁村社会調査の目的

本調査はモロッコ国が1999年度4月より試験的に実施した零細漁民を対象とした普及事業についての漁民の感想、および漁民のニーズの把握を目的に実施した。本調査では、既存資料の分析、零細漁民、および漁業改良普及員からの聞き取り調査を行った。

調査地は我国による無償資金協力による漁具保管施設等が建設されている、イムスワン、スイラケディマ、JOCV 隊員が派遣されているムーライブッセルハム等の周辺漁村で実施することとした。しかしながら、イムスワンに関しては現地到着後、同国漁業省より、漁民組織、漁民との接触を忌避するよう要請がなされたので、イムスワン漁業省支局長、JOCV 隊員との意見交換を行うに留まった。

表9 漁村社会調査団員 現地調査日程 (2000年2月19日～3月19日)

日順	月日	曜日	行程	調査内容
1	2/19	土	成田→パリ	移動日
2	20	日	パリ→ラバト	移動日
3	21	月	ラバト	午前：JICA 事務所表敬および打合せ 午後：漁業省表敬。調査地および日程調整
4	22	火	ラバト→アガディール	午前：移動 午後：ISTPMアガディール日本人専門家および普及員と意見交換
5	23	水	アガディール→イムスワン→エッサウイラ	午前：移動。イムスワン漁業支局にて漁協調査 午後：漁協調査。移動
6	24	木	エッサウイラ→タフナ→エッサウイラ	午前：エッサウイラ漁業省支局表敬。 午後：タフナ零細漁村調査。エッサウイラ零細漁民調査
7	25	金	エッサウイラ→タフナ→ハイバ→エッサウイラ	午前：タフナ零細漁村調査 午後：漁業省支局+ハイバ零細漁村訪問
8	26	土	エッサウイラ→サフィー	午前：移動 午後：サフィーITPM 表敬。調査打合せ
9	27	日	サフィー→スイラケディマ→サフィー	午前：スイラケディマ零細漁村調査 午後：資料整理
10	28	月	サフィー→スイラケディマ→サフィー	午前：.ITPM サフィー漁業普及員意見交換 ：スイラケディマ漁村調査午後 ：漁業省サフィー支局表敬
11	29	火	サフィー→スイラケディマ→サフィー	午前：スイラケディマ零細漁村調査 午後：ditto
12	3/01	水	サフィー→スイラケディマ→ラバト	午前：サフィーITPM、漁業省支局打合せ 午後：漁業普及現場見学。移動
13	02	木	ラバト→カサブランカ→ラバト	午前：漁業省調査日程調整 午後：カサブランカ CQPM 訪問

14	03	金	ラバト→ララシェ→ムーライブッセルハム	午前：移動。ララシェ CQPM 表敬訪問 午後：JOCV 隊員と意見交換
15	04	土	ムーライブッセルハム	午前：JOCV 隊員訪問 午後：ムーライブッセルハム零細漁村調査
16	05	日	ムーライブッセルハム→ララシェ	午前：移動 午後：資料整理
17	06	月	ララシェ→ムーライブッセルハム→ララシェ	午前：ララシェ CQPM 訪問 午後：ムーライブッセルハム零細漁村調査
18	07	火	ララシェ→ムーライブッセルハム→ララシェ	午前：ムーライブッセルハム零細漁村調査 午後：官側調査団と合流。ララシェ CQPM 訪問
19	08	水	ララシェ→ムーライブッセルハム→ラバト	午前：ララシェ CQPM 訪問。移動 午後：ムーライブッセルハム漁民と意見交換。移動
20	09	木	ラバト	午前：FAO および ODECO と意見交換 午後：漁業省と調査日程調整
21	10	金	ラバト→エルジャディダ→ラバト	午前：移動。エルジャディダ域内漁業協同組合調査 午後：移動
22	11	土	ラバト	資料整理
23	12	日	ラバト	資料整理
24	13	月	ラバト	午前：漁業省で資料収集 午後：同上
25	14	火	ラバト	午前：漁業省で資料収集 午後：都市型零細漁村視察
26	15	水	ラバト→エルジャディダ→ラバト	エルジャディダ州域内漁業協同組合調査
27	16	木	ラバト	JICA, 日本大使館調査結果報告
28	17	金	ラバト	資料整理
29	18	土	ラバト→パリ→	移動日
30	19	日	→成田	移動日

12. モ国の零細漁業と漁村概況

12.1. モ国の漁業形態と零細漁船・漁民数

モ国の漁業は大きく零細漁業、沿岸漁業、遠洋漁業に分類される。零細漁業は船外機使用の2ト未満の小型木造船（フルーカ）による漁業で、底刺網、底延縄を主たる漁法としている。沿岸漁業は12海里内で、10ト以上110ト未満（中心は30トンから75ト未満の漁船）の木造漁船により営まれており、巻網漁業、オッタートロール漁業、延縄漁業が営まれている。また、遠洋漁業は12海里以遠海域で、船上冷凍・冷蔵装置を備えた110ト以上の鋼鉄船によるオッタートロール漁業、マグロ延縄漁業、カツオ巻網漁業が行われている。

漁船数は1997年度統計では沿岸漁船が2,664隻、遠洋漁船が446隻となっている。零細漁船に関しては正確な統計調査が実施されていないが、累積漁船登録数が約12,000隻、この内、実際に稼働している零細漁船数は約6,900隻とする報告（*1）がなされている。

漁民数はモロッコ国全体で、およそ 86,000 人と推定されている（次頁表 1 参照）。このうち、沿岸漁業従事者が約 49,000 人、遠洋漁業従事者が約 10,000 人を占める。零細漁業従事者数は正確な統計がないが、全国で約 27,000 人（*2）、または 25,793 人（*3）と推定する調査報告がある。零細漁船には 3 - 4 人が乗組んでいるので、仮に稼働中の零細漁船数が 6,900 隻とすると、21,000 人～27,600 人程度の零細漁民がいることになる。

零細漁業の従事者の大部分は地方農村部の出身で占められている。就業機会の場が少ない地方農村部の住民にとって、零細漁業は数少ない現金収入源のひとつである。こうして、零細漁業に従事する零細漁民数は、沿岸、遠洋を併せた全漁民数のおよそ 31% を占めているが（次頁表 10 参照）、その水揚高は全水揚高のおよそ 7% である。こうした零細性の解消がモロッコ国の地方農村部の貧困対策上、かつ水産業振興政策上も重要課題点のひとつとなっている。

*1：『モロッコ王国零細漁村振興計画調査報告書・平成 10 年』

*2：同上。但し、1996 年度世界銀行調査報告の 2 次資料。

*3：同上。但し、1995 年度の CID（モロッコのコンサルタント会社）調査報告の 2 次資料。

表 10. セクター別漁業概要

摘要	零細漁業（註 1） 1996 年	沿岸漁業 1997 年	沖合漁業（註 2） 1997 年	合計
漁船数（隻） （%）	6,900 (69%)	2,664 (27%)	446 (4%)	10,010 (100%)
漁民数（人） （%）	27,000 (31%)	48,944 (56%)	(註 2) 10,894 (13%)	86,838 (100%)
漁獲量（トン） （%）	27,258 (3%)	661,562 (83%)	111,763 (14%)	800,582 (100%)
漁獲高（100 万 DH） （%）	338 (7%)	1,755 (35%)	2,917 (58%)	5,010 (100%)

出典：『La Mer En Chiffres 1997』モロッコ漁業省発行。

註 1. 零細漁業の漁船数～漁獲高は『モロッコ王国零細漁業振興計画調査報告書・平成 10 年』を引用した。また、同報告書は 1966 年の『世界銀行調査報告書』からの引用であることを明記してある。

註 2. 沖合漁船の漁民数中には外国人のオフィサー（847 名）、クルー（312 名）が含まれている。

12.2. 零細漁船の水揚浜と漁業生活

零細漁船の拠点には以下の 3 つのタイプが見られる。

- ① 都市部の漁港（アガディール漁港、エッサウイラ漁港、サフィー漁港等）
- ② 都市域内の水揚浜（カサブランカ、ラバト等大都市周辺水揚浜）
- ③ 地方の天然の水揚浜（タフナ、スイラケディマ、ムーライブッセルハム等）

沿岸、沖合漁船支援のための漁港は地中海側に 6 港、大西洋側に 13 港が整備されており、約 2,000 隻(*1)の零細漁船が、こうした漁港を使用していると推定されているが、地方の

大多数の零細漁船が天然の水揚浜を利用している。こうした天然水揚浜は全国で約 120 ヶ所（数隻程度の水揚浜まで含めると約 306 ヶ所）（*2）存在するといわれている。

漁港では製氷施設や、漁業公社（ONP=Office de National de Peches）または港湾開発局（ODEP=Office d'Exploitation des Port）が管理運営する鮮魚市場が備えられ、零細漁業を対象とした免税ガソリンの購入、氷の入手が可能で、比較的恵まれた環境にある。一方、地方の天然水揚浜では、免税ガソリン、氷の入手が困難な上、電気、水道もなく、鮮魚取引もごく一部を除いて屋外の炎天下で行われており、営漁面、また品質管理や鮮魚価格等の流通面で不利な環境にある。

天然の水揚浜は、岩礁が防波堤の役割を果たしているような地形的条件の良い砂浜が使用されている。ただし、少し海が時化ると砂浜から海に漕ぎ出せず、また冬季にはその頻度が高くなり、出漁機会を逸するなどの問題点を抱えている。更には、岩礁を乗り越えてくる波もあることから、漁船は帰港すると砂浜に引上げる必要が生じ、漁業上の負担となっている。

また、漁港や都市部零細漁民、住居が水揚浜に近い零細漁村では、自宅で寝泊りしている例も見られるが、大多数の地方零細漁民の住居は水揚浜から約 20 キロ圏内に散在しており、交通の便も悪く、通いができないために、水揚浜に建てられた漁具の保管用の漁具小屋に寝泊りして漁業に従事している。ピークシーズンである4月から9月末までは、天候さえ良ければ毎日出漁するために、漁民の多くは 1 週間に数時間程度、自宅に帰るのが一般的で、水揚げ浜を中心に生活をしている。

（*1）『モロッコ王国零細漁村振興計画調査報告書・平成 10 年』ただし、1996 年度世界銀行調査報告の 2 次資料。

（*2）モロッコ国漁業省海洋教育社会職業推進局の口頭説明

3.3 零細漁業の漁具と漁法

零細漁業用の漁船フルーカは 5.5 m 未満の船外機仕様の小型木造船である。漁港を基地にした零細漁船の中には、小型の携帯用魚探を備えた零細漁船も例外的に見られるが、大多数の零細漁船はコンパス程度の航行機器しか備えていない。また、ライフジャケット、浮輪等の救命用具、通信機器を備えている漁船は見られない。

船外機には 15 馬力から 25 馬力の程度のエンジンが使用されている。大西洋岸中南部の漁村では 15 馬力の船外機が大勢を占めるが、大西洋岸北部では 25 馬力の使用を義務付けられている州（ケニトラ州）もある。また大西洋岸北部ムーライブッセルハムのラグーンではウナギ漁、アサリ漁にオール使用の 3 m 前後の木造小型漁船が使用されている。

零細漁業では多様な漁具が用いられているが、主な漁具、漁法は、刺網、延縄が中心で

ある。刺網は浮刺網、底刺網、延縄も浮延縄、底延縄の両タイプが用いられている。この他、手釣り、釜（籠）、引縄、地引網等も行われている。

地中海沿岸と大西洋沿岸では多少、使用される漁具の種類に軽重がある。地中海側では浮刺網が比較的多く用いられている他、ジブラルタル海峡周辺では浮延縄、曳き縄漁業を中心にクロマグロ、タイ科のキダイ、ヘダイなどが漁獲の中心をなしている。

一方、大西洋沿岸の零細漁業では、底刺網、底延縄が漁具の中心をなしており、ヨーロッパアナゴ、メルルーサ、ロブスター、オマールロブスターなどが主に漁獲されている(*1)。

この他、大西洋岸のムーライブッセルハムのラグーンでは、ウナギ漁用の小型地引や刺網も使用されている。

*1: 『モロッコ王国零細漁村振興計画調査報告書・平成10年』

12.3. 漁船の所有状況と営漁資金調達

大多数の零細漁船は3-4人が乗り組んで操業している。内1名が船頭（舵取り）を努める。漁船主が船頭や舵取りを努めているケース（船主船頭）と、漁船主は海上労働には携わず、船頭と水夫を雇用して漁業を行っているケースがある。海上労働に従事しない漁船主には、年齢により海上労働から引退した者が多いが、鮮魚仲買商人が漁船主を兼ねている例も、どの水揚げ浜でも見られる。1隻の漁船を共同で所有している例もかなり多い。

漁船は造船コストが比較的安く（約5,000~8,000DH）、共同出資を含め、自己調達が比較的容易である。また耐用年数も15年~20年と長く、一度建造すると維持管理費もたいしてかからない。一方、船外機は13,500~20,000DHと高価で、耐用年数も5年と短いので、年間償却費も3,000DH~5,000DHほどがかかる計算になる。

零細漁業の問題点のひとつは、船外機が故障したり、荒天で網や延縄漁具を流失したり、大型船舶に引っかけられて紛失して長期間の休業を余儀なくされると、資金力に乏しい零細漁船では日々の営漁資金不足が生じることもあることである。零細漁民は銀行等金融機関から借入れが困難であり、零細漁業対象の金融支援制度も未確立であるので、営漁資金の自己調達（親戚友人からの借入）ができない場合、鮮魚仲買人から借入れざるを得ない状況である。

12.4. 漁家経営と漁業コスト

90~95%以上の漁民がアラビア語の読み書きができないこともあり、仲買商を除く殆ど全部の漁船主が、漁業日誌、漁獲量、漁獲高等の漁家経営状況を記録していない。また、仲買商人兼漁船主の水産物購入販売記録も、ノートにその日の漁獲物購入量、支払い額等

を書きつけただけで、きちんとした帳簿の形式による記録とはなっていない。

漁業コストには人件費、漁船、エンジン、漁具等の償却費、燃料代金、餌代が上げられる。このうち、人件費、償却費を除くと、日々の漁業経費の大部分を燃料代金と餌代(延縄漁の場合)が占める。ガソリン代金は2000年3月時点で、税込みでリットル当り、8.5DH(約85円)であるが、免税措置を受けた場合はリットル当り2.3から2.5DH程度で入手できる。漁港のある都市部の零細漁船は港の保税区域内で免税ガソリンの入手が可能であるが、地方の水揚浜では免税ガソリンの入手が困難である。特に大西洋岸北部の餌魚を用いない刺網漁業が中心の漁村部では、日々の漁業コストの中に占める燃料代金の割合が、漁業コストの大部分を占め、免税ガソリンの入手が漁業コスト軽減のキィとなっている。

延縄漁業では餌魚(イワシ)代金加わる。沿岸漁船によるイワシの漁獲が落ちる冬場には餌魚は1箱40kgで200DHと高騰し、日々の漁業コストの中に占める割合も30-40%程度と高くなるが、夏場は1箱、80~100DHに下がる。従って、餌魚を必要とする延縄漁業でも、総じて日々の漁業コストの中に占める割合は燃料費の割合が高いと推察される。

以下の表(次頁)は今回の調査で、2月下旬の2隻の漁業コストの参考例である。

表1-1 大西洋沿岸中部タフナの延縄漁船操業コスト(対水揚げ高)2月23日分(単位DH)

摘要	氷代 100kg	餌代 1箱	燃料費 3.5DH/1	経費合計 DH	水上高 DH	純売上げ	船主収入 (50%)	船頭収入 (2人前)	クルー3名 +補助員(4名)
漁船A 経費	35DH	130DH	210DH (601)	375DH	1,900DH	1,525DH	762DH	254DH	508DH(127 ×4)
計費%	9%	35%	56%	100%					
経費%	0.02	6.84	11.1	(17.96)	100%		40.11%	13.37%	26.74%
漁船B 経費	35	130	210	375	1,065	690	345	115	230(57.5)
経費%	3.29%	12.20%	19.72%	(35.21%)	100%		32.39%	10.80%	21.60%

*漁船AおよびBは同一漁船主(非現業)

*延縄1回経費と比率と漁民収入1回分。漁具、漁船等償却費含まず。

燃料費はエッサウイラ漁港で免税価格(2.3DH)で購入しているが、輸送費、潤滑油を考慮し、3.5DH/1で計算している。

表1-2 大西洋岸北部漁村ムーライブッセルハムの刺網漁船の操業経費(2000年3月4日)

摘要	氷代	餌代	燃料費 8.5DH/1	経費合計	水上高	純売上げ	船主収入 (50%)	船頭収入 (1.25人前)	クルー2名
経費 漁船A	0	0	70 (81)	70	140DH	70	35	15	20(10× 2)
%	0	0	100	100%					
%	0	0	50%		100%		25%	11%	14%
経費 漁船B	0	0	187 (221)	125	-62	125	-63	0	0(2人)
%			166%	100%					

*燃料のガソリン代金は一般価格(非免税)

12.5. 労働慣行と漁民の収入

水揚の分配は漁船主が総売上高から50%を取り、残りの50%後は乗組員(3-4名)および陸上の補助員(1名)等分する例が一般的である。漁船主50%の取り分の中には燃料代金、餌代金、漁船漁具の購入費および償却費が含まれている。

漁民の収入に関しては、1998年時点でのスイラケディマ零細漁村振興基本設計調査では、「聞取りによる漁民一人当たり(漁船員)の年間収入は9,800DHから14,000DH程度、漁獲高からの推定では1漁船員平均約11,500DH(加重平均。3人乗組み漁船の漁船員は平均12,826DH、4人乗組み漁船の漁船員は平均9,619DH)、漁船主は1人平均38,500DHである」としている。

漁民収入は地域、漁法によって差があるのが通常である。今回、漁村調査を実施したムーライブッセルハムでは、ラグーンと外洋での漁業が行われているが、漁場の関係から輸出用の鮮魚であるイセエビ類の漁獲が少ないこと、冬季は河口部が荒れ、出漁機会が少ないことなどから、スイラケディマに比すと収入水準が低いと推察された。また同地では女性によるラグーンでのアサリ漁が行われている。聞取りでは、アサリの漁獲は1日平均850gから1kg程度であり、その販売価格が30DHから40DHほどの事であった。

1995年、1996年の国民一人当たりのGDPは各10,373DH、11,619DH(世銀レポート)であるので、漁船員の年間収入はほぼGDPのパーキャピタに等しく、また漁船主の場合はその約3倍程度となる。但し、例えば臨時雇用の公務員の最低年間給与が18,700DH程度(1996年)であることを考慮すると、漁船員の年間収入はその約6割程度の収入となり、漁船員は同国の中では貧困層に分類される(*1)

*1:『モロッコ国スイラケディマ零細漁村振興基本設計調査・平成11年』

13. 普及試験プログラムと零細漁民の需要

13.1. 普及試験プログラムの概要

海洋漁業省の海洋教育および社会・職業推進局は1999年4月より零細漁村、漁民を対象とした漁業普及試験プログラムを実施している。普及試験プログラムは全国7ヶ所に設置された漁業技術訓練機関(ISTPM, ITPM, CQPM)の7校の普及員14名が実施している。2000年6月まで全国24ヶ所の水揚浜で、計93回の普及試験プログラムを実施する計画である。漁業省資料では2000年3月時点の実績は25村で2,193人の零細漁民が受講している(*1)。

*1:収集資料『『Effectif des marins ayant participes a des seances de vulgarisation Tableau 4.』「Direction de la Formation et de la Promotion Socio-Professionnelle」参照。

普及試験プログラムは同国のコンサルタントが、零細漁民のニーズを前もって調査した

結果、ニーズの高かった以下の4テーマを選択し、実施している。

- ① 識字教育
- ② 航海技術・救命、救護方法
- ③ 品質管理・公衆衛生・資源管理
- ④ 漁民の組織化

試験プログラム普及員は各漁業技術学院教官が兼任している。各学院から1~3名が選出され、合計14名が普及試験事業に携わっている。普及員の内、10名が沿岸または遠洋漁船船長または航海士、1名が機関士の免許資格者、1名がアラビア語教師、1名が漁業一般教師、1名が歴史地理教師資格の取得者である。

13.2. 調査方法と調査実施地

本調査では普及試験プログラムが実施された漁村また未実施の漁村で漁民側の普及事業に対するニーズの聞き取り調査、普及試験プログラムに携わっている各ISTPM（高等漁業技術学院）、ITPM（漁業技術学院）、CQPM（漁業技術訓練センター）所属の普及員から、漁民の需要や課題点の聞き取り調査を実施した。

聞き取りを実施した零細漁村と普及員所属の漁業技術訓練機関は以下の通りである（別紙地図参照）。

1) 調査水揚浜（漁村）

- ・ アガディール漁港
- ・ タフナ水揚浜
- ・ スイラケディマ水揚浜
- ・ サフィー漁港
- ・ ムーライ・ブッセルハム漁村
- ・ シキラット水揚浜

2) 漁業技術訓練機関

- ・ アガディール高等漁業技術学院（ISTPM=Institut Specialise de Technologie des Peches Maritimes）
- ・ サフィー漁業技術学院（ITPM=Institut de Technologie des Peches Maritimes）
- ・ カサブランカ漁業技術資格センター（CQPM=Centre de Qualification Professionnel Maritime）

*零細漁民、普及員からの聞き取りは意見交換の形で行い、アンケート調査による重みづけ調査は行っていない。

13.3. 漁民の普及事業の反応

普及試験プログラムの実施された零細漁村で、受講した漁民の反応は以下の意見が大多

数を占めた。

- ・ セミナーはどのテーマも有意義であった。しかし、セミナーで航海安全技術や救命方法を学んでも、実際的にはライフジャケットや発煙筒などを買えないし、積み込めない。また品質管理上、氷を積んで行けば良いことは分るが、入手できない。
- ・ セミナーの実施は是非、地元で、冬季にかつレギュラーベースで実施して欲しい。

これまで零細漁業、漁民に対する施策が行われて来なかったこともあり、試験普及プログラムに対する零細漁民側の関心、評価は総じて高い。アガディール港、サフィー港など、漁業技術学院はあっても、零細漁民向けの普及プログラムが実施されていない漁港部での聞き取りでは、普及プログラムの実施を望む声が多かった。

普及試験プログラムは零細漁民の漁業省施策への興味と関心、また期待を喚起した点では、一定の効果があつたと評価できる。但し、漁民側の言う通り、教育を受けてもライフジャケットや消火器などを買えない現実(経済的な面で、また地元で容易に入手できないなど)があり、むしろ、そうした現実への対処方法を模索することの方が、今後の普及活動の重要なテーマとなるとの印象を受けた。

普及試験プログラムが実施された水揚浜、漁港で、開催実施日、実施時間等の連絡はアミン(漁民代表)経由で行われている。しかしセミナーの開催を知らなかった漁民もいたり、開催場所を漁民側が間違えて講習参加者が少なかった水揚浜もあり、実施日、講習内容等の連絡方法などの改善の余地があるとの印象を得た。

13.4. 零細漁民の普及事業への要望

漁民側の普及事業へのニーズに関しては以下のような意見が大多数を占めた。

- ・ 航海上の技術(コンパスの使用法、霧時の航行の仕方)
- ・ 操業上の技術、例えば、ソナー、GPSの使用法(漁場位置、海底地形の確認)など。
- ・ 救助、救命、応急手当方法。
- ・ 船外機のメンテナンス、修理技術
- ・ 漁網の修理技術。
- ・ 通信機器と技術(船外機の故障時への対処方法として)。
- ・ 新漁具、漁法の導入(漁具・漁法の改善)
- ・ 資源保護
- ・ 識字教育
- ・ 漁民の組織化、漁業協同組合の経営管理運営方法

以上の中ではエンジンのメンテナンス、修理技術の教育・訓練を望む声がどこでも高かった。これは外洋に出てエンジンの故障が起きた場合、帰港できず遭難する恐れがあるか

らで、航海安全や通信技術などと共に、操業と人命安全に関連したものである。エンジンの故障の頻度は高くないが、万一、故障が生じた場合、僚船が近くにいない限り、遭難することになる。したがって、メンテナンス、修理と言っても、故障の起きないような日常のメンテナンス技術の習得と見なされる。

新規の漁業技術、漁具の導入は漁民の誰もが関心を抱くものであり、どの水揚浜でも共通して講習希望が多かった。これは漁網の修理や仕立てなど、基本的な漁具の修理、製作技術、また新規の漁具の紹介、魚探、GPS など近代的器具の情報提供等の講習開催希望とみなすことができる。

資源保全、保護の重要性を訴える漁民の声も比較的多く聞かれた。零細漁船の漁獲量そのものは10年前、5年前と変化はないが、どの水揚浜でも漁場が次第に遠くなっているとのことで、漁民自身が漁業資源減少を実感しているからと推察できる。

漁民組織の設立要望も比較的が多かった。組織化で免税油や免税価格での消費税抜きの漁具の入手が可能になる、また、漁業省の通達を含め、各種の漁業情報の入手が容易になるからというのが、その主たる理由である。

この他、2000年1月に漁業協同組合が設立登記されたばかりのスイラケディマ水揚浜では漁業協同組合幹部から、漁協の経営管理に関する講習を実施して欲しいとの強い要望があった。同漁協はまだ実質的な活動を行っていないが、2000年12月頃に予定されている日本の水産無償による漁港施設の完成を待って、活動を開始する予定である。スイラケディマでは伝統的な漁民代表であるアミンの采配下で、30キロ離れたサフィー漁港から、免税ガソリンの共同購入を行っているものの、漁協経営は初めてのことで、経営管理の知識、実務経験がない。そこで、まず、漁協の理事クラスが組合経営を学び、その組合幹部が組合員の教育を行いたいとの事であった。

普及試験プログラムでは識字教育も実施されている。イムスワンでは漁業技術教育の時には会場が溢れるほどの人が集るが、識字教育には年配者が20名程度受講しているだけで、さほど人気がないとのことであった。しかし、タフナ水揚浜やスイラケディマ水揚浜では、各種の申請書の提出に不便を感じているので、読書きを覚えたいとの希望も結構聞かれた。

各地での零細漁民との対話を通して感じられたのは、漁民側では、どのような教育・訓練でも歓迎するという雰囲気があった。その一方で、ムーライブッセルハムのラグーンで無動力漁船で刺網漁、ウナギ漁を行っている漁民との間には、漁民側の教育水準、教養、関

心が低すぎ、普及事業の需要に関して、対話がなりたない漁民も存在することが明らかとなった。こうした教養水準や関心の低い漁民の存在への対処方法は、普及プログラムの実施上、留意すべきことのひとつである。

普及講習の開催場所、季節については、冬の閑漁期（11月～2月、3月頃）に水揚浜での開催を望む声が大多数である。これは最寄の漁業技術学院までの距離があり、交通費、宿泊費などの負担を考慮したものであると共に、冬季でも海が凪げば出漁するので、出漁機会を失いたくないとの思惑からである。また、普及セミナーはレギュラーベースで開催して欲しいとの要望が強かった。

普及事業の枠にはなじまないが、漁港施設の建設、ソフト面では医療扶助、年金制度等の社会保障制度の確立を望む意見も各水揚浜共通の強い要望であった。

13.5. 普及員から見た漁民のニーズとその内容

アガディール ISTPM, サフィー ITPM, カサブランカ CQPM 等の漁業技術学院に配置された試験プログラム普及員が講習経験を通して見た漁民側のニーズは、総合すると以下のようなものである。

1) 漁民のニーズ

- ・ 漁民側はエンジンのメンテナンス、修理に一番関心がある。
- ・ 氷の長期保存方法なども関心が高い。
- ・ 資源の保全、保護にも漁民の関心が高い。
- ・ 漁民の組織化にも多くの漁民が関心を持っている。
- ・ 安全操業や新漁業技術の導入など、漁業の全ての分野でニーズがある。

漁民サイド、普及員サイドの聞き取り調査から判断すると、零細漁民の関心は「操業と人命の安全」が最大のものである。ついで、漁業技術面になる。現在の普及試験プログラムは、おおむね零細漁民の需要内容を反映しているといえることができる。

13.6. 訓練・教育上の改善と反省点

普及員が普及試験プログラムの実施した結果の改善、反省点は以下のようなものであった。

- ・ 普及用車輛がなくセミナー実施地（水揚浜）へのアクセスが困難である。
- ・ 教育用機器（オーディオ・ビジュアル機器など）が不足している。
- ・ 講習日時、開催地などの連絡方法に改良の余地がある。
- ・ 教育レベルの低い漁民相手の講習経験が無いので、講習技術を研究し、漁民とのコミ

コミュニケーション技術を磨く必要がある。

- ・ 小人数で、かつ座学よりも現場でのオン・ザ・スポット教育が効果的である。
- ・ 普及員の専門性を高めることが必要。
- ・ 普及員の数が絶対的に不足している。数の確保と普及に専念できる身分保証が欲しい。

－普及用車輛と教育用機器

普及専用車輛の要望はどの普及員からも聞かれた。零細漁業水揚浜が交通不便な位置にあり、また普及セミナー用器具類の搬入もあり、水揚浜でのセミナー開催には車輛が不可欠である。現在は普及専用車輛がないので、漁業技術学院の車輛が都合できない場合には、普及員個人の車輛を使用している。また零細漁民の多くが文盲であることから、映像による説明と解説が効果的だが、ビデオ機器不足しているとの意見である。この他、調査団が訪れたラバト郊外の零細水揚浜では、セキュリティのセミナーが催されたが、コンパスや救命具などの現物を持参せず、講習が実施されたので、理解しにくかったとの意見が聞かれた。

－教育・訓練技術

普及員のほぼ全員が文盲を相手に実施するので、戸惑いを感じている。黒板の板書なしに口頭だけで説明することの困難を感じているようである。また、漁民の中には学習や人との対話時のマナーに欠け、場違いな烈しい口論を仕掛ける者が、セミナーの見学時にも観察でき、そうした漁民への対応に苦慮しているようである。

－専門性

普及員はいずれも船長、機関長免許等の取得時の学習を通して、一般的な海事関連教育を受講しており、航海技術や安全教育、公衆衛生、船外機メンテ等のテーマでは各自、相応な知識や技術がある。また、全員が水産技術学院の教官でもあることから、専門外でも講習に必要な知識の再習得を行っている。しかし、例えば漁民組織等に関しては、明確に知識と経験不足であり、漁民側の十分な要求に応えられる状況にはない。また、資源管理、保全等に関しては、現在のセミナーでは付屬的に講習を実施しているのみであるが、普及員自身が資源管理関連の知識不足を感じている様子であった。

－普及員数の不足と身分保証

普及試験プログラム実施中では止むを得ない。加えて現在の普及員は、各学院の教官兼務であり、その合間の普及事業であるので、普及に専念できる環境にはない。また普及員自身が、より上級の船長や機関士等の資格を得るために水産学院で受講している場合が多く、普及に専念できないという側面もある。普及事業の本格実施のためには、普及員の確

保、普及に専念できるだけの地位、身分保証が必要となろう。

13.7. 普及試験プログラムの所感

漁民や普及員との面接、普及現場を観察した上での所感は以下のようなものである。

－普及事業実施に対する関心、期待が高い。

漁民が関心や期待を寄せているのは、零細漁民に対する支援取組みの開始を実感したことや、普及員への訴えを通して、漁業省他から種々の漁業上の困難を解決する支援策が得られるのではないという期待である。

－現在の普及事業は教育だけで、漁村の現実的な問題解決にはあまり役だっていない。

普及事業では漁民の教育・訓練だけでなく、漁業や漁村生活向上のために、漁村の抱えている問題への対処が求められるが、現在の普及事業は教育を与えるだけであり、普及員も漁業教育との意識が強い。識字率や、漁業関連教育水準の低いモ国の零細漁民の現状では、当初の普及事業が漁業教育・訓練になることは不可避であり、かつ必要である。

しかし、本格的な普及事業では、普及員は漁業技術教育と並行して、地方零細漁民、漁業の問題点を把握し、漁業省他の行政機関、研究機関等との中間に立ち、各機関また漁民サイドと協力して、問題解決の道を探る仲介的な役割を果たすことが重要となる。

－普及員の零細漁民の生活実態、零細漁業実態に関するデータ、知識が不足している。

各水揚浜の漁船数や漁民数、漁獲高、漁家経営状況等の漁業実態、生活実態などの把握は、普及事業の基礎データとなるべきものであるが、普及員による各水揚浜の実態把握努力が、現状ではなされていない。試験プログラムの実施という制約上、漁業実態把握は普及員には求められていないし、また零細漁村と漁業の基礎データの収集は本来は漁業省支局の役割である。しかし、漁業省支局が零細漁村に関する信頼できるデータを集積していない現状をかんがみると、零細漁業・漁村実態のデータ構築は、本格的な普及事業実施時の各普及員の基本的な役割になる。

－普及員に漁民意識の改善、零細漁業の改善といった視点が希薄である。

それには、零細漁村の実態把握が不十分なこと、普及員の階級また地位（職種上）の理由で、零細漁業と零細漁民の生活実態に関心が薄いこと、同様に教育水準、身分上相違から、零細漁民の本音や要望に、親身に対処する感性が充分でない、などの理由が考えられる。本格的な普及実施では、普及員には各地の漁業実態に応じた、効果的な対処方法を案出するだけの創造性が要求される。

14. 漁業協同組合の現況

14.1. モ国の協同組合の概要

モ国の協同組合は国際協同組合同盟の定める協同組合6原則(加入脱退の自由、一人一票制の原則等)にのっとして設立された協同組合である。1998年3月時点では全国で2,970の協同組合が結成されている。この内約58%(1,724組合)を農業協同組合が占め、次いでハンディクラフトの組合、ハウジング関連組合がそれぞれ約24%(698組合)、13%(393組合)ほどあり、この3種の組合だけで全体の95%を占めている。他に森林、サービス、輸送業、漁業関連業等の協同組合が結成されている(*1)。

漁業関連協同組合数は2000年時点で25組合しかなく、まだ全体の約0.7%を占めるにすぎない。

14.2. 漁業関連協同組合の歴史

モ国では漁業関連の協同組合の歴史はごく新しい。1980年代にFAOの支援を得て、漁業公社(ONP)がアガディール、エッサウイラ、サフィー等の五漁港の零細漁民を組織し、漁業協同組合を結成を指導したのが最初のものである。零細漁民を5人単位でグループ化し、FRP漁船、エンジン、延縄漁具を供与して操業させ、その漁獲物を漁業公社の管理する市場で販売することで、漁民を組織化し、零細漁業の振興を計ろうとする計画であった。エッサウイラ漁港地区では「Shabad Al Bahri(若い漁民)」という漁業協同組合が結成され、共同で操業に当たったが、当時を知る漁民の話では、供与されたエンジンが壊れ、操業できなくなって、自然崩壊したとのことである。他の漁港の漁民組織も、組織内部の主導権争いや漁船の故障などが原因で、いずれも一年前後で崩壊したとのことである。

この失敗以後、トップダウン方式による漁業協同組合の設立はなされてこなかったが、それでも今日、漁業関連組合は25組合を数えるにいたっている。これらの漁業関連協同組合には漁民が自主的に設立したものや、各国援助機関による地方振興策計画や零細漁村支援施策戦略の一環として設立されたものがある。例えばアガディール州のイムスワン漁業協同組合やアルホセイマのカライリス漁業協同組合は、日本の水産無償援助による漁港施設建設に伴い、漁港施設の一部の管理を担うことを前提に設立されている。また、エッサウイラ州のタフナ漁業協同組合やエルジャディダ州のジョフアルアスファル漁業協同組合はドイツGTZやWHOの貧困農村対策援助の一環として設立された。

今日、同国漁業省は零細漁業振興のためには、漁村創生(零細漁業拠点の整備)だけでは充分ではないとして、新たに漁民組織の育成を零細漁業振興の手段として位置づけ、普及試験プログラムには漁民組織化の講習を組み込んでいる。こうした啓蒙もあってか、現在、零細漁村や漁港部の漁民の間で漁民組織の設立を望む声が多く聞かれるようになってきて

おり、2000年3月時点で設立手続き中の零細漁村が1村、5地域から組合結成希望が漁業省に対して表明されている。

14.3. モ国漁業協同組合の性格

モ国の漁業協同組合は我国の漁業協同組合とは性格が異なっている。我国の漁業協同組合も国際的な協同組合精神に基づく組合組織であるが、水産業協同組合法のしたで設立され、歴史的な必然性から漁業権の行使、管理主体としての機能が重要な役割となっている。だが、我国のような慣行的共同漁業権がないモ国の漁業協同組合には、漁業権の管理機能はなく、会員、また会員相互間のサービスを主体とした、いわば生活協同組合的な協同組合組織である。

14.4. モ国の漁業協同組合のタイプ別分布と特徴

漁業省の資料の幾つかを総合してみると、既存の25漁業協同組合の州別・タイプ別分布は以下の表のようになる。

表13 タイプ別漁業協同組合数

州名	漁船主組合	漁船主・船員組合	海草組合	貝養殖組合	燃料購入組合	合計
Nador					1	1
El Hoceima		1				1
Chefchaouen		1				1
Settat			1			1
El Jadida		1	11	1		13
Safi		1	1			1
Essaouira		1	1			2
Agadir	3	1				4
合計	3	6	14	1	1	25

(註) 漁業省海洋漁業養殖局資料参照
 * 漁船主組合は漁船主だけを加入条件としている組合。
 * 漁船主・船員組合は漁船主の他クルーも加入している組合。
 * 海草組合はアガル(天草)の採取漁民の組合。
 * 貝養殖組合は蛸養殖をおこなっている組合。
 * 燃料購入組合は燃料の共同購入を行っている組合。

また、これら既存の漁業関連の協同組合が行っている経済活動は以下のように大別される。

- ・ 免税ガソリンの共同購入(*)
- ・ 免税漁具の共同購入(**)
- ・ 組合自営漁船による営漁(1組合)
- ・ 会員への漁船漁具購入費のローン提供(1組)
- ・ 海草の集荷加工販売(海草関連の14組合)
- ・ 漁民の識字教育(1組合のみ)

以上みるように、モ国の漁業関連協同組合では海草採取漁民の組織が 14 組合と約半数をしめ、漁船漁業の組合はまだ少数である。

組合の事業活動面でみると、海草関連組合は組合員からの天草の購入、加工、共同販売事業だけ、またナドール州の組合は燃料の共同購入、アガディール漁港内に事務所をかまえるエンダナ (Ennahda) 漁業協同組合は漁具の協同購入だけを目的にするなど、単一の事業活動しか実施していない組合が多い。社会事業はイムスワンの漁業協同組合が唯一、組合員向けの識字教育を実施しているだけであり、組合の経済・社会活動の範囲、水準ともまだ低レベルに留まっている。

また、モ国では漁港での鮮魚市場は漁業公社、または港湾開発庁が管理する政令が存在するので、産地漁港では漁業共同組合は鮮魚市場を所有・管理し、鮮魚購買事業を行えないという制約があり、現時点では鮮魚購買を実施している漁業共同組合はない(*3)。

*1：免税ガソリンは保税区に指定された漁港施設内では組合員でなくとも、零細漁民証明があれば購入可能であるが、漁港施設のない地方水揚浜の零細漁民は購入不可能である。漁業協同組合が設立され、水揚浜に燃料倉庫を建設すると、水揚浜でも免税ガソリンの購入が可能となる。

*2：零細漁業用資機材（例えば船外機等）は漁業協同組合経由で共同購入すれば、20-25%程度の消費税が免税される。

*3：中央政府機関の手で建設された漁港の鮮魚市場の運営は不可能であるが、それ以外では漁協による市場運営と鮮魚購買事業は不可能ではない。例えば、サフィー州のスィラケディマではコミューン・ルーラル（村役場）が市場を建設し、入札により市場運営を民間人、企業に委託している。

14.5. 海草採取販売組合

海草採取販売の漁業協同組合は、組合員の採取した海草の加工と販売を事業としている組合で、エルジャディダ州内に 11 組合、サフィー州に 1 組合、セッタト州に 1 組合、エッサウイラ州に 1 組合で合計 14 組合が設立されている。漁業省海洋漁業養殖局の公的統計では、これら海草関連組合員総数は 310 名となっているが、この組合員数は設立当初の組合員数合計と推察され、現時点では 900 名程度に漸増しているようである。

海草組合は 11 組合がエルジャディダ州に集中しているように、エルジャディダ州がその中心的存在である。エルジャディダ州の最初の海草組合は 1989 年に設立され、以後、92 年に 1 組合、93 年に 2 組合、



写真上 エルジャディダの海藻組合

96年に4組合、97年に3組合が設立された。またエッサウイラ州の海草組合は92年に、セッタト州では96年に、サフィー州では96年に設立されている。

これら海草組合が設立されたのは、組合で漁民の海草を集荷し、一括販売で価格交渉力をつけるのが目的であった。エルジャディダ州には天草の採取加工販売企業3社があり、自社船でダイバーを雇用し、採取加工販売を行っていた。一方、零細漁民も採取し、各自で企業に販売していたが、個人なので買い叩かれることが多かった。そこで海草採取漁民による協同組合が結成されたという。組合結成による一括販売で価格交渉力がつき、天草の販売価格が高まり、海草組合設立はそれなりの成果をあげている。

また、1996年度からは漁業省と組合、州政府、州漁業会議所間の調停で、州内の海域延長約45キロが、14に区割りされ、毎年、各組合に操業区域が割当てられるようになっていく。割当区域では当該の海草組合の加入者以外の操業は州条令で禁止される措置も同時に取られている。また3ヶ所は資源保護のために禁漁措置もとられるようになり、操業区域を巡る紛争軽減や資源保護面での効果も上げ始めている。

14.6. 漁業協同組合の経営現況

今回の漁村社会調査ではイムスワン漁業協同組合、スイラケディマ船主・船員組合、タフナ漁業協同組合、ジョフアルアスファル漁業協同組合、エルアンブラ海草組合の経営現況について概況調査を実施した。但し、前述したように、イムスワン漁業協同組合に関しては、漁業省より漁民および組合理事等への接触を禁止されたため、イムスワン漁港に勤務中のJOCV隊員和田貴信氏、漁業省支局員との面接でその概況を把握した。以下は各組合の組織概況である。

① イムスワン漁業協同組合

1) 地区の概況

イムスワンは大西洋南部アガディール州の首都アガディールから北約120km、車で約2時間半の距離にある。1997年我国の無償資金協力で漁港施設が建設されている。漁港周辺は数百メートルの切り立った断崖地帯であるので、漁港周辺には漁民の住居はなく、漁港を中心に約15キロ圏内に分散している。漁港には漁具倉庫が建設されており、漁民は漁具倉庫に寝泊りして営漁している。



写真 無償資金協力により建設された漁具倉庫

漁船数は常時エッサウイラにいて営漁している地元漁船は約 90 隻程度であるが、漁港ができたことから、付近のエッサウイラ州などからも漁船が寄留してきており、盛漁期の7月～9月には約 120～150 隻程度が水揚げを行っている。1 隻 4 人乗組みなので、地元漁民数は約 360 名程度と推定される。漁具は延縄、底刺網をメインにし、その他では手釣り、エビ用の笠漁などである。



写真 エッサウイラの水揚げ浜

2) 組合組織・経営概況

- －所在地 アガディール州タムリ郡イムスワン漁港。
- －設立年月日 1995 年 3 月 5 日。
- －活動開始年 1998 年以降。
- －組合員数 216 名（2000 年 3 月現在 215 名）。
- －組合組織 ビューロー（理事会）＝6 名。
- －理事会構成 議長、副議長、セクレタリー、会計、副会計、アドバイザー 1 名。
- －総会 年 1 回。
- －組合員資格 イムスワンで漁業に従っている者（タムリ郡長の証明書必要）。他郡からの出稼ぎ漁師も 3-5 ヶ月、同港に寄留すれば有資格者となる。組合員株 2,000DH を支払った者又は支払い予定者（分納可）。
- －組合員構成 漁船主＝141 名。クルー＝75 名。漁船主は非現業、現業含む。漁船主兼鮮魚仲買人も含む。漁船主には共同所有者も含む。
- －組合事業
 - (1) 漁民倉庫 80 戸の管理。
 - (2) 施設内水道・トイレの管理。
 - (3) 施設警護および清掃
 - (4) 漁船燃料共同購入。
 - (5) 漁民の識字教育。
- －事業内容 漁民倉庫の所有者は漁業省。組合に管理を委託。倉庫は地域内外の漁民に 1 ヶ月 100DH で賃貸されている。その賃貸料は組合収入となる。水道、トイレも施設所有者は漁業省。利用料金は受益者負担。トイレは管理不良で使用不可状態。燃料共同購入は免税ガソリン（2.5DH/l）の購入手続き代行を最近開始。民間のタンクローリーが各漁船に給油している。組合は将来、組合員からリットルあたり 0.75DH を徴収予定。

施設の警護と清掃 は組合では各 1 名（月給各 800DH）を雇用し実施。
識字教育は組合秘書が週 4 回（月～木の午後 2 時間）実施。受講料は無料。講師謝礼は組合と CRDA（地方文盲対策センター）が月額各 1,000DH（合計 2,000DH）を負担。

- 一組合資産 動産はなし。組合事務所は漁業省管理棟の一室を使用。
資本金＝設立当初資本金 1 万 DH.
- 一収入源 収入源は現在のところ倉庫賃貸料 78 戸分のみ。今後、作業場使用料、燃料販売コミッション、組合員水揚コミッション（1%）を徴収予定。
- 一支出内容 組合秘書兼識字教育講師給与＝月額 1,000DH
組合雇用ガードマンおよび掃除夫給与＝800DH×2 人＝月額 1,600DH
1999 年 12 月までは組合ダイレクター（参事）給与として月額 2,500DH。
以上の他、通信費、出張旅費、備品代等が主な支出。
- 一組合の問題点 1) 組合管理のトイレは使用不可能状態で管理能力に問題がある。
2) 組合アドバイザー、組合長等組合幹部が組合を私物化し、民主的な運営ができていない疑いがある。
3) 組合と漁業省、水産公社が施設管理を巡り対立状態にある。

3) 組合設立経過とコメント

イムスワン漁業協同組合は 1995 年に ODECO に協同組合として認証されたが、実質的な活動が開始されたのは、日本の水産無償による漁港施設完成後の 1998 年以降である。漁港施設は計画当初から漁業省の管轄管理下で、魚市場を水産公社、漁民倉庫等は組合の委託管理を念頭に計画されていた。その意味で当組合は漁港建設を前提に結成された面があり、施設完成まで実質活動が開始されなかったのは当然の結果といえる。

1998 年の漁港完成後も漁協内部では漁民倉庫の使用割当を巡り議論が続き、漁民倉庫の使用が開始されたのは 1999 年以降になってからである。

2000 年 3 月現在、当組合は漁港施設の組合の所有権を主張し、漁業省、水産公社と施設管理を巡り対立状態にある。同漁港に赴任中の JOCV 隊員中谷信夫氏からの情報では、対立の発端は、1999 年に組合のダイレクター（組合が雇用した組合経営・管理者）が、漁業省に無断で、漁港施設内の給水塔から施設内水道への給水パイプを途中でカットし、付近の民営キャンプ場に分水したことに発する。この分水を咎めた漁業省に対し、「施設の所有者な組合にある」と主張し、が対立状態に入る。そこで、漁業省では 1999 年 12 月に組合人事に介入し、組合ダイレクターを強制的に解雇させた。

するとダイレクターはすぐに漁船を買い込んでボートオーナーとなり、2000 年 1 月の組合総会で組合加入が認められ、組合アドバイザーに就任した。組合員は「自分はフランスで勉強した交渉の専門家。組合が漁民のために仕事をしているのに漁業省や、水産公社が邪魔をしている」との、組合アドバイザーの話を真に受けて、アドバイザーを支持しており、

本気で漁業省が組合経営の邪魔をしていると思っているとのことである。

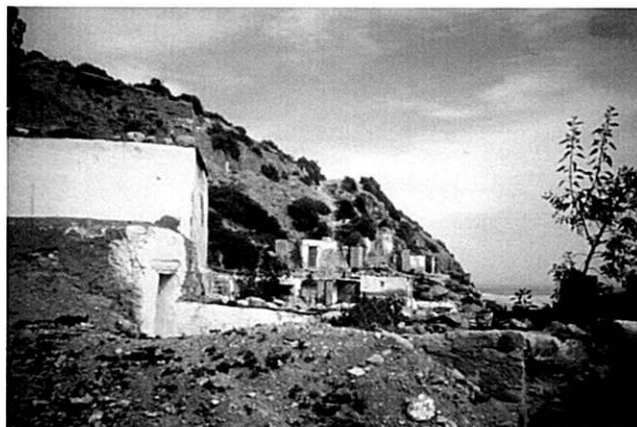
今後、組合側では漁業省の宿舎建設予定地に漁民倉庫を建てる計画をたてており、また新たな火種となっている。2000年3月時点でこの組合と漁業省との対立は解除されていない。

以上のように、この組合は一人の組合元参事、現アドバイザーに振りまわされ、漁業省、漁業公社と対立するという異常な状態になっている。アドバイザーの独走を許している一因は、組合員たる漁民側が無教育、無教養であることと、組合機能や役割を理解していない点にもあると推定される。

① タフナの漁業協同組合

1) 地区の概況

タフナ水揚浜は大西洋岸南部のエッサウイラ州の首都、エッサウイラから南約50kmにある。幹線道路からはずれており、車で約1時間半ほどかかる。切り立った断崖下の砂浜を水揚げに利用している。浜には15年ほど前に店舗をかねた漁民倉庫ができ、漁民はそこで寝泊りして漁業に従事している。常時タフナを基地にしている地元漁船は約50隻で、漁民数は200人程度である。漁具は延縄と底刺網がメインである。交通の便が悪く、氷、漁船燃料の購入に鮮魚仲買人に依存している。



写真上 タフナ漁民の漁具倉庫

2) 組合組織・経営概況

- －正式名称 Sidi Saadune 漁業協同組合
- －所在地 エッサウイラ州タフナ郡タフナ水揚浜
- －設立年月日 1996年12月5日
- －組合員数 9名
- －組合組織 ビューロー（理事会）=9名
- －理事会構成 議長、副議長、セクレタリー、会計、副会計、アドバイザー4名
組合員全員がビューローの構成員である。
- －総会 年1回（理事会は月1回）。
- －組合員資格 カイダ内の漁民で組合員株500DHを支払った者。但し、この規定は1999年12月に組合内規を変更した後のことで、それまでは、漁船主でかつ

- Sidi Ahemedsaya の居住者に限っていた。
- －組合員構成 9名の全員が漁船主（共同漁船主を含む）。
 - －組合雇用員数 漁船員＝16名（組合理事を含む。但し員数は推定）
 - －活動内容 組合所有漁船4隻による営漁と鮮魚の販売（付随的活動として氷の購入、免税油の購入）
 - －組合資産 資本金＝15,000DH。動産は漁船4隻、エンジン4基、輸送用車両他。
 - －収入源 収入源は組合漁船4隻による漁業収入。
 - －支出内容 人件費（漁船員配当・組合理事手当て等）
営漁経費（燃料費、漁具修理代、氷代金等）
車輛経費、通信連絡費等
 - －収支状況 未調査につき不明
 - －組合の課題点 1) 組合加入制限が1999年12月まで行われおり、組合員数が少なく、発展性がない。
2) 組合理事構成、組合員構成が組合副理事を長とする一族姻戚関係者である。実質的には一拡大家族による閉鎖的な組合であり、地域漁民全体としての発展性を期待できない。

3) 組合設立経過とコメント

本組合は1996年度のドイツGTZの援助の一環として設立された。GTZが19万DHを供与し、漁船4隻、エンジン、車輛を購入して組合活動を開始した。特定漁村に対する支援であったこと、また設立された組合が定款で特定漁村出身者のみを有資格者としていたために、タフナ水揚浜で営漁する約50隻の漁船は入会資格がなく、会員となっていない。1999年12月の組合総会で組合員資格をカイダ内居住者に改正した結果、すでに2名の漁民の申し込みがあったという。しかし、地域漁協として発展するには、親族経営的な側面、また組合所有漁船での営漁という経営形態をとっていることから、一般漁船主、クルーが入会しても、協力関係を構築するのは困難と推察される。

① スイラケディマ漁船主・船員協同組合

1) 地区の概況

スイラケディマ水揚げ浜は大西洋岸中部のサフィー漁港の南約30キロに位置している。同水揚浜には漁具倉庫、民間運営の鮮魚市場、燃料倉庫、漁民や観光客相手の雑貨店、食料品店等があるが、漁民は週に数時間自宅に帰宅するだけで、年間通して同浜の漁具倉庫で休息、仮眠しつつ漁業に従事している。

同水揚浜を常時利用している零細漁船数は150隻未満で、漁民数はおよそ540人程度である。漁具漁法は底刺網、浮き刺網、延縄、釣り、引き縄、籠漁がある。底刺網は3重になった3枚網（Trammel）が使用されている。主用な漁具は底刺網（3枚網）と延縄である。伝

統的漁民代表であるアミンを中心に免税ガソリンの共同購入も行われており、狭いがコミュニケーションが建設した鮮魚市場でせりも行われており、訪れる仲買い人も他の水揚げ浜に比すと多く、天然の水揚げ浜としては比較的条件の良い零細漁業の基地である。

2) 組合組織・経営概況

- 所在地 サフィー州ラマシャト郡スイラケディマ水揚浜
- 設立年月日 2000年1月19日
- 組合員数 91名
- 組合組織 ビューロー（理事会）=12名
- 理事会構成 議長、副議長2名、セクレタリー、副セクレタリー、会計、副会計、アドバイザー5名（メンバー中漁船主2名、船主船頭8名、船員2名）
- 総会 年1回（理事会は年4回）
- 組合員資格 郡内の漁民で組合員株500DHを支払った者。分納可能
- 組合員構成 船主=17名、船主兼仲買商=5名、船主船頭=15、船員=15名、不明=7名
- 組合雇用員数 現時点では無し
- 活動内容 現時点では無し。将来は漁民倉庫運営、燃料共同購入等を予定
- 組合資産 資本金=20,000DH。
- 収入源 現時点ではなし。
- 組合の課題点
 - 1) 未加入漁民約500名の組合加入促進
 - 2) 組合財源の確保
 - 3) 組合運営管理方法の研修

3) 組合設立経過とコメント

本組合は設立されたばかりで、活動は設立準備会と設立総会以外行われていない。組合理事また組合員には船主だけでなく、漁船員も加入している。実質的活動はイムスワン漁協同様に日本の水産無償による漁港施設の完成（2000年12月頃）以後に開始される予定である。同水揚浜は伝統的漁民リーダーのアミンを中心にまとまりが良く、カイダやコミュニケーションの協力で、組合結成以前から独自に油倉庫、トイレ等を所有し、免税ガソリンの共同購入を実施している。組合では免税漁具の共同購入、エンジンのワークショップなどを行いたいとの希望を持っている。また、12月の漁港施設完成後、漁業省は施設一部（漁民倉庫）他の管理を組合に委託する予定である。

① アルアンブラ・アガール（天草）漁業協同組合

1) 地区の概況

エルジャデイダ市内はずれの街中に組合事務所がある。組合地域内の漁業事情について

ては未調査のために不明。

2) 組合組織・経営概況

ー所在地 エルジャディダ市内

ー設立年月日 1993 年年 3 月 25 日

ー組合員数 45 名

ー組合組織 未調査で不明不明

ー理事会構成 未調査で不明

ー総会 年 1 回

ー組合員資格 組合域内の漁民で潜水テストの合格者。組合員株 100DH を支払った者。

ー組合員構成 不明。但し漁船無しの漁民。

ー組合雇用員数 夏の花草採取時期の 3 ヶ月間だけ、女性を焼く 15 人程度臨時に雇用する。

ー活動内容 組合員の花草を集荷乾燥し、加工会社に一括販売。1997 年は約 125 トン、98 年は 76 トン、99 年は 220 トンの花草を集荷販売した。

ー組合資産 資本金=14,000DH. 電話兼ファクス。事務所は賃貸。

ー収入源と収支 花草の販売。

3) 設立経過とコメント

本組合はエルジャディダ州内で 3 番目に設立された花草採取組合である。設立当初は 7 名からスタートしたが、現在は 45 名まで組合員が増加している。組合員は漁船を所有していない漁民で夏の 3 ヶ月間、花草の採取時期だけ花草を採取し、組合に納めており、普段は零細漁船のクルーとして働いている。従って本組合の活動は 3 ヶ月間 (7 月~9 月) に限られている。これは他の州内の花草組合も同様である。1999 年度の採取時期は 45 名の内、組合地元に残っている 22 名の組合員の内、19 名が花草採取に従事し、組合経由で花草を販売した。組合員の内 13 名はエッサウイラ、10 名はラバットに出稼ぎを行い、地元漁協には水揚をしていない。

同組合では組合経営上の課題点として、零細漁民の漁船を賃借して操業している現状に鑑み、組合員自前の漁船建造と操業、組合による漁具、漁船の資金融資事業への取組み、組合員の福祉への取組み等を重要課題点としている。また組合員以外の違法操業の取締(エルジャディダ州内に約 3,000 人とのことである)も課題点としている。組合経営に関しては 3 ヶ月間の季節的運営であることや、事業が花草の買取り販売と単純であることもあり、格別な問題点は生じていない。しかしながら、花草の採取購入販売だけを目的としており、営業期間も 3 ヶ月に限られているため、事業の拡大、発展性に乏しい。今後は 11 組合の連合体結成等などによる、資力の増強および組合事業の拡大がこの組合の課題点となる。

① ジョフアルアスファ漁業協同組合

1) 地区の概況

エルジャディーダ市の南約 35 キロメートルにある商業港を兼ねたジョルアスファル漁港が、同地区の水揚基地になっており、漁港の一面に ONP による鮮魚公設市場、給油施設などが完備している。およそ 250 隻以上の零細漁船が漁港を基地に営漁しているが、地域の概況は未調査のために不明である。

2) 組織の概況・経営現況

- 正式名称 Jorf El Asfar 漁業協同組合
- 所在地 エルジャディダ州 Qualidia 漁港
- 設立年月日 1997 年 2 月 3 日
- 会員数 19 名
- 理事数 8 名（議長、副議長、セクレタリー、会計、副会計、アドバイザー 3 名）
- 組合員構成 19 人中 12 人が漁船主兼船頭、7 名がクルー。
- 活動内容 漁具の共同購入。会員へのローン（2 名のクルー会員のために漁船、船外機代金を貸与）

3) 設立経過とコメント

本組合は WHO 支援で設立された。同地方では WHO の支援下で、ハンディクラフト、ハウジング、農業生産組合も同時に設立されている。同漁港を水揚基地としている零細漁船は約 250～300 隻であり、零細漁民数は 1,000 人程度と推定できるが、組合員数はわずか 19 人である。当地区では漁港施設があり、組合員以外でも免税ガソリンが入手できることから、組合加入者が少ないという。組合では組合に加入している漁船員の自立を助けるために、漁船建造代金、船外機代金、漁具購入費等の貸し付けを行っており、今年度は 2 名の漁船主が誕生する予定である。

5.8 漁業協同組合設立準備中の漁村

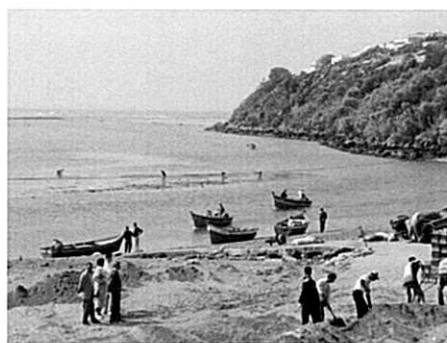
本調査では漁業協同組合設立を希望する零細漁船水揚浜、ムーライブッセルハムの視察を行った。ここでは同水揚浜の概況と設立の動向を述べる。

1) 地域の概況

ムーライブッセルハムは大西洋岸ケニトラ州の州都と主要漁港のひとつであるララシェからそれぞれおよそ 35km とほぼ中間点に位置する。同地域はメルジャゼルガ・ラグーンが海に流れ出る河口部に形成された町で、ラグーン観光の基地となり、夏季には大勢の観光客が訪れて賑いをみせる。町は河口部を見下ろす小高い丘陵上に形成されているが、その丘陵下を流れる川岸（河口部からおよそ 800m 上流）が、零細漁船の基地になっている。零細漁民はこの町から約 3km 離れた農村、グイシート村、リアハ村の住民である。農業が生

活の基本であるが、現金収入のかなりの部分は漁業が占めている。

漁業は外洋とラグーンの双方で行われている。外洋は船外機付きの漁船で行われており、およそ70隻ほどである。ラグーンでは長さ3mほどの平底のオール使用の木造船が使用され、およそ50～60隻ほどである。外洋では底刺網漁と手釣りが主で、延縄は使用されていない。メルルーサ、ヒラメ、キダイ、イセエビ、スパイダー・クラブなどが漁獲されている。ラグーンでは年間通して地引網や刺網、桁網などで、ウナギ、アサリが主に漁獲されている。同地の漁船は3人乗組みが標準であるので、外洋漁民が210名程度いると推定できる。またラグーンでの漁業者数は不明であるが、2人乗組みとして100名から120名程度と推定される。この他、アサリ漁を徒歩で行っている女性たちがいるが、これは働ける者なら誰でもアサリ漁を行っているとのことで、実数は不明である。



写真上 ムーライブッセルハムの浜
写真下 ムーライブッセルハムの魚売り場



2) 漁業協同組合結成の動向

同地では現在漁業協同組合の結成を準備中で、暫定的に役員15名を決め、漁業省ケニトラ支局に要請を行った。しかし協同組合振興庁や漁業省による設立ガイダンスがなかなか開かれず、その開催を待っている状態である。

同地に派遣されているJOCV隊員の中谷信夫氏(漁業協同組合担当)および本間謙氏(アサリ養殖担当)の話によると、同地での組合設立の動きは今回で3回目である。最初は1993年、その後さらに1回、設立の動きがあったが、いずれも立ち消えている。理由は漁民リーダーであるアミンが設立手続き怠ったことが原因と言われている。今回も同じアミンであるが、設立手続きは組合長候補の青年漁師を中心に進められており、すでに郡長、ケニトラ支局に設立目的と役員候補リストが提出され、受理されている。

組合設立は漁船燃料の免税と免税漁具の入手が主な動機である。地区の主漁業が刺網漁なので燃料費は日々の営漁コストの中に占める割合が高い(3.5の表参照)。同地区では燃料は付近のガソリンスタンドでリットル当たり8.5DHで購入している。免税価格だとララシェ、ケニトラの漁港で2.5DHで購入できる。同地では冬季の11月から2月一杯は漁獲量が落ち、燃料費が大きな負担となっている。また、漁具に関しても安全上の理由から同地の船外機は25馬力の使用が義務付けられており負担が大きい。組合経由では消費税(およそ20～25%)抜きで購入できる。

こうした漁業コストの軽減が設立動機であるが、帰港しても漁網、燃料、エンジン等の保管場所がないこと、市場施設がなく、炎天下でせりがおこなわれていることなどから、漁具倉庫や施設建設へも組合として取組みたいとの希望も秘められている。

組合が設立されても、免税ガソリンの共同購入の実施には、政令で義務付けられている耐火性の燃料倉庫建設が条件となるなどの制約があるが、免税価格での漁具の購入は可能であり、当面は外洋漁業を行っている約 50 名程度の漁船主が中心になり、組合設立準備中である。設立支援の要請後しばらくたつが、漁業省、協同組合振興庁の説明会がなかなか開かれないので、漁民サイドはやや待ちくたびれている状態で、3 月の初旬には会が持たれて、各自の毎回の水揚高から 5 DH ずつ供出して貯蓄し、漁網の一括購入などを行うなどの案を検討している。

5.8 既存漁業協同組合の課題点

以上の組合現況から漁業協同組合の共通の課題点は以下のようにまとめられる。

- ・ 協同組合幹部、組合員ともに協同組合精神、機能、役割の理解不足である。
- ・ 組合役員の組合管理運営能力が低く、事務、事業計画等の創造力が低い。
- ・ 免税オイルが購入できる漁港を基地とする零細漁船には、組合設立メリットが低い。
- ・ イムスワン、スイラケディマ、カライリスを除くと、組合加入者数が微小で、資本集積による事業の展開が制限される。
- ・ 零細漁船クルーには直接的な加入メリットがなく、加入のインセンティブが低い。
- ・ 漁港での鮮魚市場は政令により、水産公社、港湾開発庁が管理運営することが定められているため、漁港を基地にする漁業協同組合の場合は産地市場での鮮魚購買事業を実施できない。

5.9 漁業協同組合の設立メリット

大多数のモ国漁業協同組合の機能、役割は、免税燃料や漁具購入等に限られ、経済事業の種類が少ないことから、結成メリットが少ない印象を受ける。だが、協同組合設立に伴い、漁船燃料の免税価格での購入や、消費税抜きの漁具（船外機の場合約 20%）の購入が可能となるので、特に生産コストの中で燃料費の割合の高い地方零細漁村では、組合設立のメリットが生じる。

その一方で、現在の組合機能には社会福祉事業が見られず、零細漁船の船員には、組合から直接享受できるメリットがほとんどない。このため、2、3の組合を除くと船員の組合加入者は少ないのが現状である。こうした現状から組合機能を強化・拡大し、新たな加入メリットの創出が今後の組合指導、育成の重要なポイントとなる。

また、活動レベルが低い同国の組合であるが、今日のモ国の零細漁業や零細漁村にあつ

ては、組合は漁業省による零細漁業振興政策、普及事業等の受け皿として役割を果たすことが期待されている。この他、零細漁民の要望に多い安全操業の取組みや社会福祉サービスへの取組みも、漁民の組織抜きでは取組みがたく、この面でも組合は重要な意味を持つてくると推察される。

ただし、零細漁民の大多数が文盲で、教育・教養水準が低い現状では、設立された組合のスムーズな管理運営に困難な面があるのは否めない。漁民の無知につけこんで、組合を私物化するリーダーが出てくる可能性もなくはない。設立以前には十分な時間をかけての地域零細漁民の協力・協同精神の育成、設立以後にも暫くは組合運営管理面での行き届いた指導、支援が必要となろう。

15. 漁業協同組合関連行政機関

15.1. 漁業協同組合支援機関

漁業協同組合の育成、管理、指導は以下の機関が担当している。

- ・ 協同組合振興庁 (ODECO=Office de Developpement de la Cooperation)
- ・ 漁業省海洋教育および社会職業推進局
- ・ 漁業省海洋漁業養殖局

それぞれの機関の機能・役割は以下の通りである。

1) ODECO

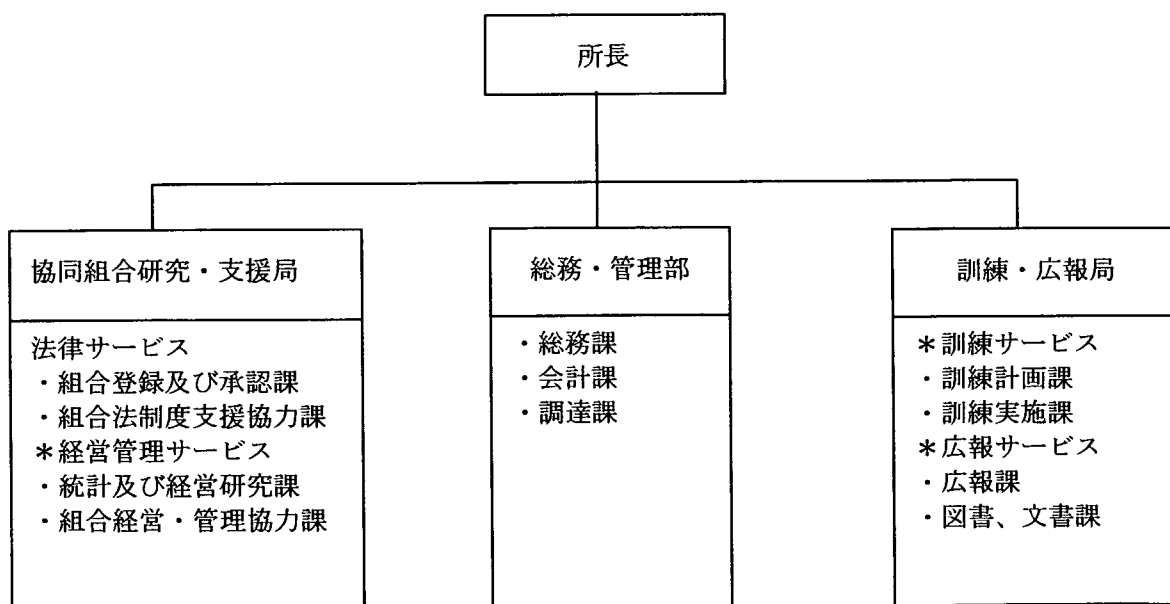


図2 ODECO 組織図

ODECO は 1962 年に協同組合活動の育成、登録管理のために設立された首相府直属の政府機関である。ラバトの本局の他、全国に7ヶ所の支部を持ち、職員数は約130名である。全ての組合はODECOの資格要件審査をへ、ODECOに登録されて後、地方裁判所の認証等の手続きを経て初めて、正式に法人格をもった協同組合として認められる。新規に協同組合を設立する場合は、ODECOは当該地域または組合設立準備地に出向き、協同組合の機能、役割の説明、組合設立手続上のガイダンスを行い、提出された書類審査を担当する。また設立後の組合に対しては要請ある場合には組合の管理運営上のアドバイスを行う。

2) 漁業省海洋教育および社会・職業推進局

漁業協同組合設立を希望する零細漁村の要請を受けて、ODECO本部、またODECO支所に漁業協同組合設立のガイダンスを要請すると共に、地方行政機関等への協力要請を行うなど、漁業協同組合設立手続業務支援を行う。これらの支援活動は漁業省の地方支局が実際の業務を行う。

3) 漁業省海洋漁業養殖局

設立登記された漁業協同組合の管理、指導を担当する。

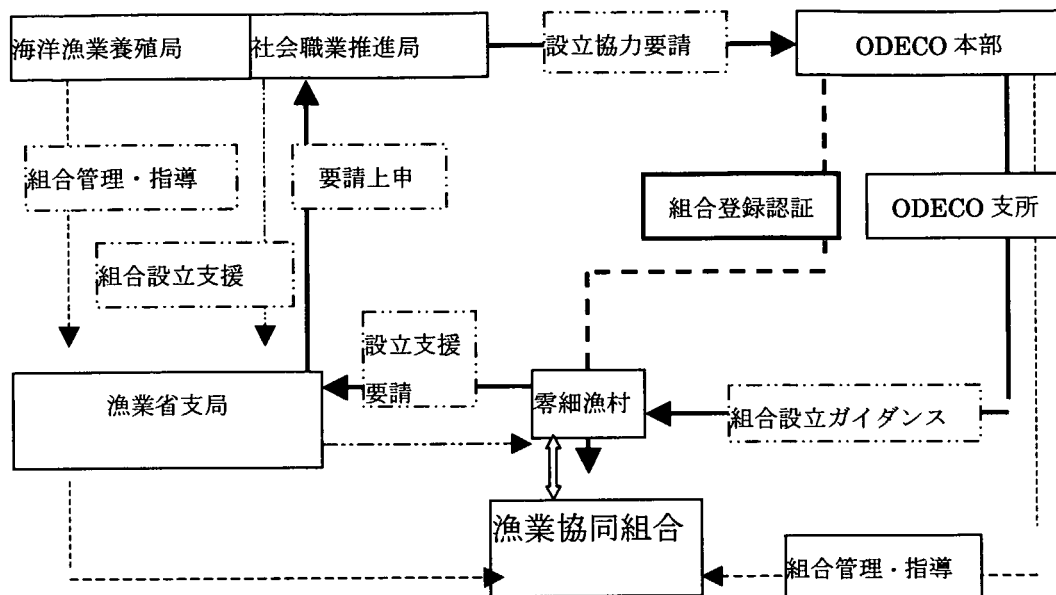
15.2. 漁業協同組合経営管理・指導の状況

ODECOは協同組合の普及・登録認証機関としての役割の他、要請によって組合の経営管理、指導を行うことになっている。漁業関連協同組合の経営指導は今日まで要請がなく、実施していないとのことである。漁業省内にあっては、海洋教育社会・職業訓練局が、漁業協同組合の設立支援の任務を背負っているが、局内の担当スタッフが1名しか配置されていないために、現実の設立要求に素早い対処が出来ない状態である。

また海洋漁業養殖局は設立後の漁業協同組合の経営管理、指導を任務の一端としている。海草関連の協同組合に関しては、設立された各組合間の操業区域割りと、その調整、条令化など主として制度面での指導を、地方自治体政府、漁業省支局と協力して実施し、効果的に機能している。しかしながら、漁船漁業関連の協同組合に関しては、漁業協同組合の現況を示すデータ類の更新が設立当初から更新されていないなど、十分に管理しているとはいえず、また支局を通しての組合経営・運営面での指導はほとんど行えていない。

しかしながら、漁業省の機関は漁業政策施行のための行政機関であり、現場で直接に漁業協同組合の経営管理、指導を行うには無理がある。このような各支援機関の現況から、組合設立支援、設立後の円滑な経営指導に、組合指導普及員の必要性はかなり高いといえそうである。

図3. 協同組合設立支援関係図



*組合設立のためのドキュメンテーションについては、コミュニン・ルーラル役場（村役場）が手伝っている。

16. 漁村社会調査結果要約

16.1. 普及事業の需要

1. 零細漁民の普及事業実施の希望が多い。
2. 需要分野は識字教育、漁業技術、漁民組織育成まで零細漁業にかかる全分野である。
3. 閑漁期（10月末～2月末頃迄）にレギュラーベースでの巡回指導の要望が高い。

16.2. 普及事業の需要内容

普及事業のテーマで漁民の声の多かった順位は概ね以下のようなになる。普及員にも以下の各項目に沿った技術、知識が求められる。

- 漁船、船外機等のメンテナンス技術
- 通信技術（遭難時の連絡手段）
- 海上安全（遭難時の対処方法、救命器具の紹介、使用方法）
- 漁具・漁法（漁網製作・修理、新規漁具の紹介・導入）
- 漁業協同組合（組織化と手続き、組合精神・機能・役割、組合経営管理）
- 航行技術（操船術、潮流、天候、海図、コンパスの使用方法、器具の紹介。）
- 品質管理（氷の使用方法、海陸での漁獲物のハンドリング方法）
- 識字教育
- 資源管理（資源保護の必要性、漁獲規制の必要性の教育）

-* 公衆衛生（水揚場の衛生管理）

（注）かっこ内は筆者の意見が加わっている。

*は漁民からは聞かれなかったが、現に普及員が講習を行っているテーマ

また普及教育としては一般教養程度で充分であるので、以下のようなテーマも加えられることが望まれる。

-漁業社会・経済（流通事情、金融制度、漁家経営）

-漁業制度（水産制度、漁船や漁具登録他の漁業省令等）

16.3. 漁業協同組合へ漁民の期待内容

1. 地方水揚浜では燃料や漁具の共同購入による漁業経費低減を組合に期待している。
2. 組合を漁業施策、技術等の情報伝達の間と捉えている漁民もいるが多くはない。
3. 漠然とした期待しか組合に持て漁民が多い。組合設立に伴い漁港施設を建設してもらえとの誤解もある。

16.4. 漁業協同組合の活動現況

1. 漁業協同組合の規模が小さく（加入率が低い）活動は低レベルで発展性に乏しい。
2. 閉鎖的で、民主的運営がなされていない組合もある。
3. 組合員、未加入の漁民とも協同組合についての知識と理解不足である。
4. 既存漁業協同組合幹部の組合経営、管理運営能力が低い。
5. 漁港を基地にする組合の場合は、鮮魚の共同購買事業が不可能である。

16.5. 漁業協同組合支援機関の支援体制の現況

1. 漁業協同組合設立の支援協力は協同組合振興庁（ODECO）と海洋漁業社会教育訓練局が実施。
2. 設立後の漁業協同組合管理は漁業省海洋漁業養殖局が実施。
3. 社会職業推進局、漁業養殖局の組合支援、管理体制が不十分である。

16.6. 普及の視点・役割・普及員の資質

普及員は漁業分野の専門技術知識が必要であるのは勿論であるが、零細漁民と専門技術者の教育、地位、階級意識に大きな格差がある事情を考慮すると、特に以下のような視点と普及員の人柄であることが望まれる。

1. 普及は教育的視点のみならず、漁民意識、漁業改善の実践の間との視点。
2. 普及員の役割は零細漁業実態の情報の集積、分析作業との認識。
3. 階級意識を離れて漁民の視点に立てる人柄。
4. 創造力、想像力が豊で、柔軟な思考のできる人物。

17. 技術協力の妥当性

今回は、日本人専門家の分野、人数について、モ国側の実施計画内容を確認した。実施計画と政策目的の整合性については、十分な妥当性があり、モ国の普及体制づくりの準備も徐々に進んでいると評価される。また、普及事業に対して十分な理解が得られているとは言いがたい面もあるものの、零細漁民の普及事業に対する関心の高さから判断して技術協力を行うことに対しては十分な妥当性があると判断される。

18. 協力にあたっての留意点

零細漁民のニーズに調査にあるとおり、漁民からの聞き取り調査によっても水産資源の減少が進んでいることが推察される。したがって、資源保全に重点をおいた普及員カリキュラムの作成、普及活動とすることが重要である。また、新たな漁業技術の導入を行う場合は、地域特性にあった漁具・漁法を慎重に選定していく必要がある。

モ国の零細漁民のニーズが高い、漁業技術や漁船機関といった技術面の普及活動を行うため、技術面の普及カリキュラムの作成にあたっては、漁業公社、国立海洋研究所等のアウトソーシングを十分に活用しつつ行うことが望ましい。

普及活動を行う際には、モ国が独自に行っている識字教育、生活改善等と連携しながら、有機的に活動を行っていくことが望ましい。

漁業協同組合分野等、漁民の組織化に関連する分野の協力は、現状では漁民の組織運営管理能力が不十分であることから、普及員養成活動の一環として行い、組合の役割について情報提供を主体とした活動とすることが望ましい。また、経済効率性をあげる観点から組合を設立することは、法的にも組合の購買事業等が規制等のあり現状では難しいことから、その活動については、「普及事業を効率的・効果的に行うための漁民側の受け皿をつくる」という観点に立った活動とすることが必要である。

モ国内には零細漁村・漁業に関連する情報を一括して収集する組織がないことから、将来の漁村振興・地域開発に必要な基礎情報が不足している。従って、プロジェクトの活動により収集された各種情報がララシュ CQPM 内に蓄積される制度拡充を視野に入れた活動も考慮されるべきである。